(23)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　11月分新聞購読料として

内訳　日本経済新聞(朝刊)4,800円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:㈱読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 11月27日

会派名　浜松市議会[redacted]クラブ

代表者名　斉藤晴明[redacted]

(24)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　11月分新聞購読料として

内訳　中日新聞(朝夕刊)4,400円

口座振替:有限会社太田新聞店

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 12月7日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

納品先	浜松市議会 市民クラブ 様	納入先コード	085215
	松山様		
	TEL		

納品書

2023年12月14日

株式会社谷島屋
URL:http://www.yaltmaya.co.jp
〒430-0929 浜松市中区連尺町309－1
〈053〉454－7765(本部)
☑ 浜松外商 (053) 454－8981
□ 磐田外商 (0538) 30－8696
□ 静岡外商 (054) 655－5001
□ 富士外商 (0545) 60－1150
□ 富士宮外商 (0545) 22－8020
□ 芸能興行課 (053) 433－7837
□ 教育事業課 (053) 458－1686

品名	号/巻	数量	単価	合計金額
子ども若者の権利とこども基本法		1		2970
若者の権利と若者政策		1		2970
			合計(税込)	¥5940

受領印 [redacted] 係 [redacted]

領収証

御芳名 浜松市議会 市民クラブ 様

金額								
			¥	5	9	4	0	

得意先コード [redacted]

2023 年 12 月 14 日 上記正に領収いたしました

但し 「子ども若者の権利とこども基本法」1冊
「若者の権利と若者政策」1冊

印紙

浜松市中区連尺町309－1
株式会社 谷 島 屋 [redacted]
代表取締役 斉藤晋一郎
☎(053)454-7765㈹ FAX454-745[redacted]
登録番号 T9080401005490

内訳

税率	税抜金額	5,400
10%	消費税額	540
税率	税抜金額	
8%	消費税額	
非課税商品額		

集金扱者印 [redacted]

25

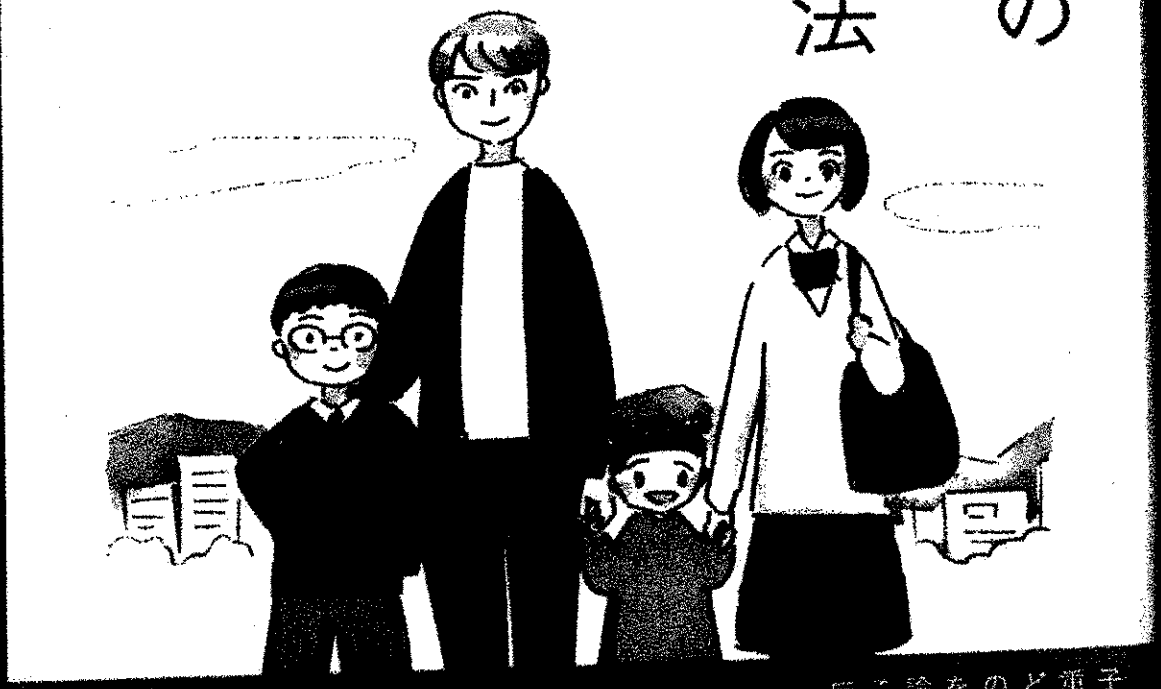
憲法改正
権利と手続の全体像
小学生のための
憲法改正の国民投票
権利と手続の全体像
なぜ憲法改正の国民投票は
「絶対反対」なのか？

許可無くプリ
つぶやき等
の映画化ゲン
小学生のための
映画化の権利
まちがいさがし
「表現の権利」である。

子ども若者の
権利と政策
1

子ども若者の権利とこども基本法

末富芳 編著
末富芳
秋田喜代美 監修
宮本みち子



いま、一歩を
踏み出すことも、
君の権利である。

子どもや若者の幸せや権利を尊重する社会を実現するためにはどうしたらよいのか。子ども若者の「権利」を根源から考え、「政策」をつくり継続していくための、議論の発端となるシリーズの誕生！こども基本法成立、こども家庭庁の発足後、初となる概説書。

明石書店

9784750356587

1920336027009

ISBN978-4-7503-5658-7
C0336 ¥2700E

定価（本体2,700円＋税）

執筆
西崎 萌
野村武司
西野博之
高祖常子
山口有紗
駒崎弘樹
辻 由起子
竹内和雄
川瀬信一
土肥潤也
遠藤洋路
渡辺由美子
中村雅子
渡邊すみれ

本シリーズは、子ども若者自身の権利を尊重した実践、子ども政策、若者政策をどのように進めるべきか、いま（現在）の状況を整理するとともに、これから（今後）の取り組みの充実を展望することを目的とする。

子ども若者の権利、こども基本法に込められた理念や願い、それらを子ども若者とともに実現していくか、当事者、実践者、研究者や政治・行政のアクターによる論議をまじえることで、日々の実践の中にあっても、子ども若者や関わる大人たちが「共通のビジョン」を持ちながら進んでいくための、手がかりとなれば幸いである。

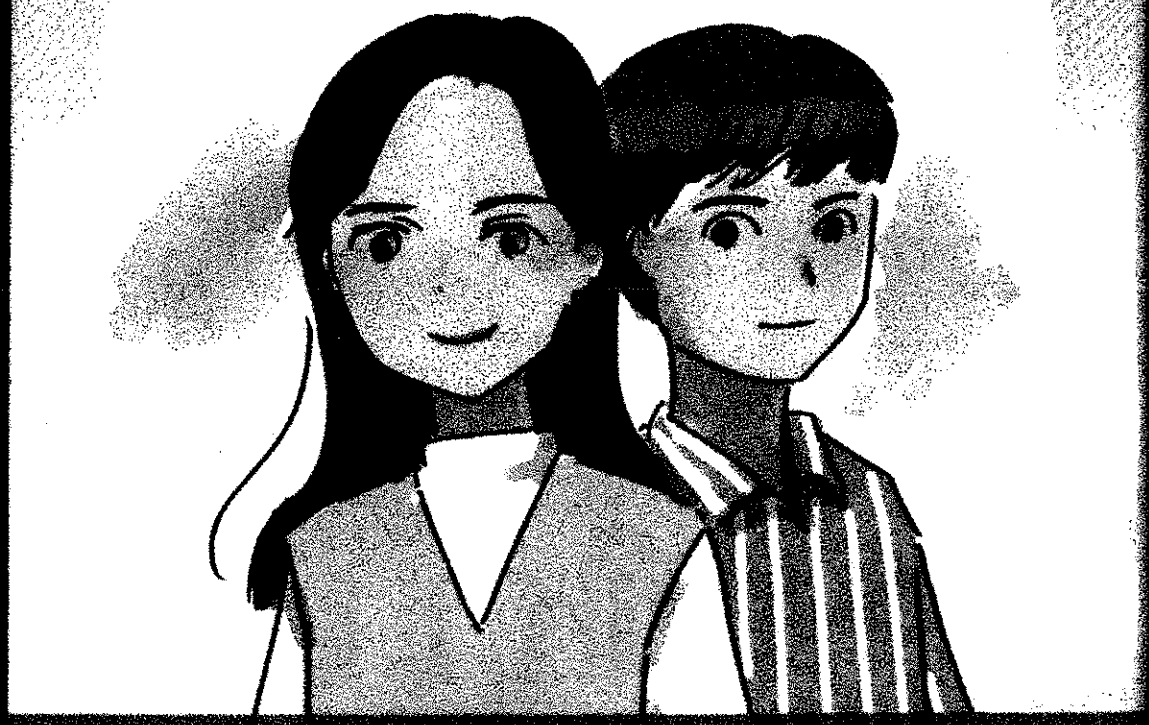
保育・教育・福祉や司法、労働、医療等の分野で子ども若者と関わる大人たち、子ども若者自身など、子ども若者の権利をこの国・社会において実現するために、ともに道を進んでくださる方々に届くことが、編者一同の願いである。

（巻頭言より）

子ども若者の権利と政策 4

若者の権利と若者政策

宮本みち子 編著
末富芳
秋田喜代美 監修
宮本みち子



この国の若者政策は、どうして脆弱なのか？

子どもや若者の幸せや権利を尊重する社会を実現するためには、どうしたらよいのか。子ども若者の「権利」を根源から捉え「政策」をつくり継続していくための、議論の発端となるシリーズの誕生！こども基本法成立、こども家庭庁の発足後、初となる概説書。

明石書店

9784750356594

1920336027009

ISBN978-4-7503-5659-4
C0336 ¥2700E

定価（本体2,700円＋税）

執筆……園山大祐
西岡正次
矢野茂生
川田菜穂子
鈴木晶子
早川悟司
板本洋子
両角達平
野村武司
三井俊介
岡田勝太

人生100年時代の到来といわれる現在、幼児期に比較的余裕があり、未就学期までで仕事をやめてしまうケースも多いといわれています。子育てをしながら学生生活を送ることは、経済的な問題はもちろんのこと、精神的にも肉体的にも大変なことです。

そのような状況にあっても、学生生活を送ることができるのは、周囲の理解や支援があってこそです。

本書では、学生生活を送る保護者の方々が、子どもの成長とともに、自分自身も成長していくことができるよう、子育てに関する様々な情報を提供しています。

ぜひ、お役立てください。

御届け先 浜松市議会 市民クラブ 様
松山 様
TEL

納入先コード 085215

納品書

2023年12月20日

株式会社谷島屋
URL:http://www.yajimaya.co.jp
〒430-0929 浜松市中区連尺町309-1
(053) 454-7765(本店)

☑浜松外商 (053) 454-8981
□磐田外商 (0538) 30-6996
□静岡外商 (054) 655-5001
□富士外商 (0545) 60-1150
□富士宮外商 (0545) 22-8020
□営業販売課 (053) 433-7837
□教育事業課 (053) 458-1696
□

品名	号/巻	数量	単価	合計金額
地方創生先駆者モデル		2	3,300	6,600
			合計(税込)	¥6,600

受領印 [redacted] 係 [redacted]

(26)

領収証

御芳名 浜松市議会 市民クラブ 様

金額 ¥6,600

得意先コード [redacted]

2023年12月20日 上記正に領収いたしました

但し「地方創生先駆者モデル」2冊

印紙

浜松市中区連尺町309-1
株式会社 谷島屋
代表取締役 斉藤晋一郎 [redacted]
☎(053)454-7765㈹ FAX454-745
登録番号 T9080401005490

内訳

税率	税抜金額	6,000
10%	消費税額	600
税率	税抜金額	
8%	消費税額	
非課税商品額		

集金扱者印 [redacted]

地方創生
先駆者モデル

「共助」が生み出す新たな戦略

地方創生先駆者会議 【著】
EYストラテジー・アンド・コンサルティング 【著】

EY
Building a better working world

7人の識者が紡ぎ出す、地方創生の新たなスタンダード。関係者必読。

増田寛也 氏

Well-Beingとソーシャルベンチャーを主役に据えた、地方創生の新たな指南書。

鈴木寛 氏

中央経済社

地方創生
先駆者モデル
「共助」が生み出す新たな戦略
地方創生先駆者会議 【著】
EYストラテジー・アンド・コンサルティング 【著】
EY
Building a better working world
7人の識者が紡ぎ出す、地方創生の新たなスタンダード。関係者必読。
増田寛也 氏
Well-Beingとソーシャルベンチャーを主役に据えた、地方創生の新たな指南書。
鈴木寛 氏
中央経済社

9784502478918

1923033030006

ISBN978-4-502-47891-8

C3033 ¥3000E

定価3,300円 (本体3,000円+税10%)

地方創生先駆者会議

先駆者一覧

安部敏樹 氏　株式会社Ridilover　代表取締役

加戸慎太郎 氏　株式会社まちつくり松山　代表取締役社長

上山康博 氏　株式会社百戦錬磨　代表取締役社長

竹本吉輝 氏　株式会社トビムシ　代表取締役

藤沢久美 氏　株式会社国際社会経済研究所　理事長

古田秘馬 氏　株式会社umari　代表取締役

牧　大介 氏　株式会社エーセログループ　代表取締役社長

村上敬亮 氏　デジタル庁　統括官

9784502478918

1923033030006

ISBN978-4-502-47891-8

C3033 ¥3000E

定価3,300円 (本体3,000円+税10%)

地方創生先駆者会議

先駆者一覧

安部敏樹 氏　株式会社Ridilover　代表取締役

加戸慎太郎 氏　株式会社まちつくり松山　代表取締役社長

上山康博 氏　株式会社百戦錬磨　代表取締役社長

竹本吉輝 氏　株式会社トビムシ　代表取締役

藤沢久美 氏　株式会社国際社会経済研究所　理事長

古田秘馬 氏　株式会社umari　代表取締役

牧　大介 氏　株式会社エーセログループ　代表取締役社長

村上敬亮 氏　デジタル庁　統括官

(27)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　12月分新聞購読料として

内訳　日本経済新聞(朝刊)4,800円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:㈱読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 12月26日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

浜松市議会

(28)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　12月分新聞購読料として

内訳　中日新聞(朝夕刊)4,400円

口座振替:有限会社太田新聞店

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 1月 9日

会派名　浜松市議会[redacted]クラブ

代表者名　斉藤晴明[redacted]

領収証

宛名 浜松市議会 市民クラブ 様

金額			¥3982
収入印紙		取扱元コード	

2024年 1 月 18 日 上記正に領収いたしました

但し ・パブリックスペース活用事典 1冊
・グリーン・ジャイアント 1個

印紙

浜松市中央区連尺町309－1
株式会社 谷島屋
代表取締役 斉藤晋一郎
[redacted]
☎(053)454-7765㈹ FAX 454-7451
登録番号 T9080401005490

内訳

軽減	税抜金額	3620
10%	消費税額	362
標準	税抜金額	
8%	消費税額	
非課税商品額		

集金担当者印 [redacted]

納品書

浜松市議会 市民クラブ 様 得意先コード [redacted]

2024年 1 月 18 日

株式会社谷島屋
URL http://www.yajimaya.co.jp
〒430-8618 浜松市中区連尺町309－1
(053) 454－7765㈹

- 浜松外商 (053) 454－8881
- 静岡外商 (054) 655－5001
- 富士外商 (0545) 60－1150
- 富士宮外商 (0544) 22－8320
- 書籍販売課 (053) 433－7837
- 教育事業部 (053) 459－1636

品名	数量	単価	合計金額
パブリックスペース活用事典	1		2970
グリーン・ジャイアント	1		1012

合計(税込) ¥3982

受領印 [redacted] 係 [redacted]

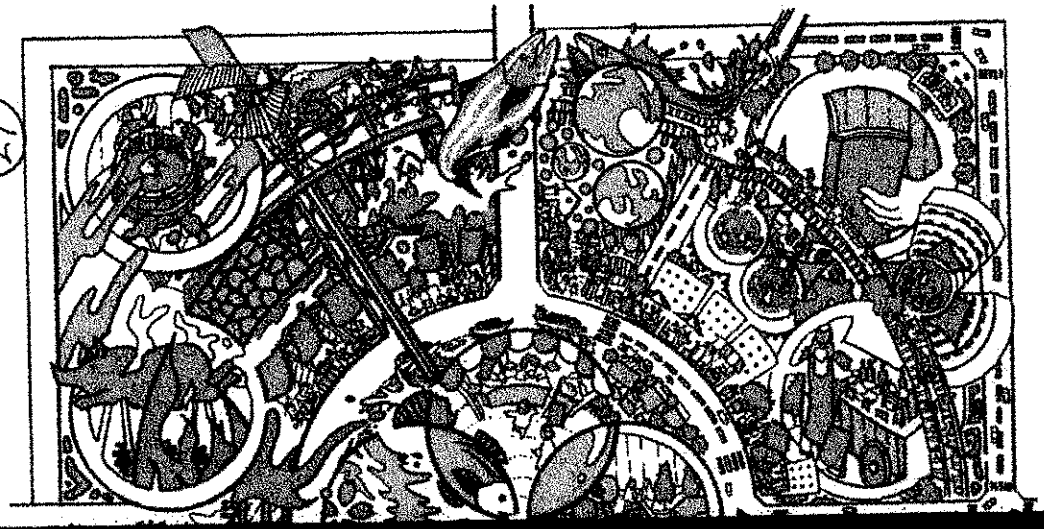
27

パブリックスペース活用事典

Encyclopedia of Public Space Utilization Systems

図解 公共空間を使いこなすための制度とルール

泉山塁威／宋俊煥／大澤昌久
矢野拓洋／林匡宏／村上早紀子／ソトノバ
パブリックスペース活用学研究会 編著



歴史や制度を初めて体系化

国内外の60の制度・プログラムを詳解

自治体 コンサル 企業 市民 研究者 学生

あらゆる立場で使える待望の教科書

文春新書
1327

グリーン・ジャイアント

脱炭素ビジネスが世界経済を動かす

森川 潤

日本人の知らない
気候変動経済のすべてがわかる

洋上風力発電
電気自動車
ESG投資
水素還元製鉄

全ビジネスパーソン必読の決定版！

太陽光発電
代替肉
植物性ミルク
次世代原発

ISBN978-4-16-661327-4
C0233 ¥920E
定価（本体920円＋税）

カーボンニュートラルを制する者が世界のマネーを制する

- なぜ今、各国が競って「2050年脱炭素」を掲げているのか？
- 石油メジャーを抜いた無名の再エネ企業たちの正体とは？
- ESG投資とは？　気候変動でマネーが集まる企業、離れる企業は？
- ひとり勝ちのテスラに対して、トヨタにEV化への秘策はあるのか？
- 代替肉、植物性ミルク、次世代原発……気候ビジネスが生む新技術とは？
- なぜ日本は脱炭素後進国に？目標を達成できる可能性はあるのか？

文藝春秋
定価（本体920円＋税）

執筆者（五十音順）：
青木秀史
猪飼洋平
石田祐也
一之瀬大雅
稲越誠
ヴァンソン藤井由実
上野美咲
氏原岳人
江川海人
江坂巧
小原拓磨
郭東潤
苅谷智大
木村希
久保夏樹
小泉智史
小林遼平
佐藤まどか
染矢嵩文
田村康一郎
中島伸
成清仁士
西尾美紀
長谷川千紘
堀江佑典
松下佳広
三浦詩乃
溝口勲
村上絵莉
村山顕人
森本あんな
山鹿清志
山崎高拓
山崎満広
湯淺かさね
吉野和泰
吉村有司

ISBN978-4-7615-2877-5
C0052　¥2700E

定価　本体2700円＋税

5653

Encyclopedia of Public Space Utilization Systems

好評既刊書

タクティカル・アーバニズム　小さなアクションから都市を大きく変える
泉山塁威／田村康一郎／矢野拓洋　他

エリアマネジメント・ケースメソッド　官民連携による地域経営の教科書
保井美樹／泉山塁威／日本都市計画学会

ストリートデザイン・マネジメント　公共空間を活用する制度・組織・プロセス
出口敦／三浦詩乃／中野恵

プレイスメイキング　アクティビティ・ファーストの都市デザイン
園田聡

都市を学ぶ人のためのキーワード事典　これからを見通すテーマ24

(30)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　1月分新聞購読料として

内訳　日本経済新聞(朝刊)4,800円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:㈱読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 1月26日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(31)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　1月分新聞購読料として

内訳　中日新聞(朝夕刊)4,400円

口座振替:有限会社太田新聞店

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 2月 7日

会派名　浜松市緑区市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(32)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　2月分新聞購読料として

内訳　日本経済新聞(朝刊)4,800円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:㈱読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 2月26日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(33)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	4	0	0

但し　2月分新聞購読料として

内訳　中日新聞(朝夕刊)4,400円

口座振替：有限会社太田新聞店

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 3月 7日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(34)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	8	1	0	0

但し　3月分新聞購読料として

内訳　日本経済新聞(朝刊)4,800円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:㈱読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 3月26日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(35)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	4	4	0	0

但し　3月分新聞購読料として

内訳　中日新聞(朝夕刊)4,400円

口座振替:有限会社太田新聞店　(4/8付)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 3月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

人件費

月	日	番号	摘要		支出	累計
5	19	1	[redacted]	給与5月分	246,794	246,794
5	19		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(5月分)*	*-12,727*	234,067
5	19		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(5月分)*	*-20,130*	213,937
5	19		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(5月分)*	*-1,481*	212,456
6	20	2	[redacted]	給与6月分	246,447	458,903
6	20		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(6月分)*	*-12,727*	446,176
6	20		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(6月分)*	*-20,130*	426,046
6	20		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(6月分)*	*-1,479*	424,567
6	20	3	静岡県労働局	労働保険料(2023年5月～2024年3月)及び一般拠出金	68,236	492,803
6	30	4	浜松西年金事務所	社会保険料5月分(口座振替)	66,506	559,309
6	30	5	[redacted]	期末手当(夏)	447,448	1,006,757
6	30		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(期末手当)*	*-25,858*	980,899
6	30		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(期末手当)*	*-40,900*	939,999
6	30		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(期末手当)*	*-2,685*	937,314
7	20	6	[redacted]	給与7月分	246,100	1,183,414
7	20		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(7月分)*	*-12,727*	1,170,687
7	20		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(7月分)*	*-20,130*	1,150,557
7	20		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(7月分)*	*-1,477*	1,149,080
7	31	7	浜松西年金事務所	社会保険料6月分(口座振替)	66,506	1,215,586
8	18	8	[redacted]	給与8月分	246,100	1,461,686
8	18		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(8月分)*	*-12,727*	1,448,959
8	18		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(8月分)*	*-20,130*	1,428,829
8	18		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(8月分)*	*-1,477*	1,427,352

8	31	9	浜松西年金事務所	社会保険料7月分,賞与分 (口座振替)	201,633	1,628,985
9	20	10	[redacted]	給与9月分	246,447	1,875,432
9	20		*職員負担分(預り金)*	*健康保険料(9月分)*	*-13,884*	1,861,548
9	20		*職員負担分(預り金)*	*厚生年金保険料(9月分)*	*-21,960*	1,839,588
9	20		*職員負担分(預り金)*	*雇用保険(9月分)*	*-1,479*	1,838,109

人件費

番号	月	日	摘要		支出	累計
11	10	2	浜松西年金事務所	社会保険料8月分(口座振替)	66,506	66,506
12	10	20	[redacted]	給与10月分	246,100	312,606
	10	20	職員負担分(預り金)	健康保険料(10月分)	-13,884	298,722
	10	20	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(10月分)	-21,960	276,762
	10	20	職員負担分(預り金)	雇用保険(10月分)	-1,477	275,285
13	10	31	浜松西年金事務所	社会保険料9月分(口座振替)	72,552	347,837
14	11	20	[redacted]	給与11月分	246,100	593,937
	11	20	職員負担分(預り金)	健康保険料(11月分)	-13,884	580,053
	11	20	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(11月分)	-21,960	558,093
	11	20	職員負担分(預り金)	雇用保険(11月分)	-1,477	556,616
15	11	30	浜松西年金事務所	社会保険料10月分(口座振替)	72,552	629,168
16	12	8	[redacted]	期末手当	457,503	1,086,671
	12	8	職員負担分(預り金)	健康保険料(期末手当)	-26,437	1,060,234
	12	8	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(期末手当)	-41,815	1,018,419
	12	8	職員負担分(預り金)	雇用保険(期末手当)	-2,745	1,015,674
17	12	20	[redacted]	給与12月分	264,825	1,280,499
	12	20	職員負担分(預り金)	健康保険料(12月分)	-13,884	1,266,615
	12	20	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(12月分)	-21,960	1,244,655
	12	20	職員負担分(預り金)	雇用保険(12月分)	-1,589	1,243,066
18	1	4	浜松西年金事務所	社会保険料11月分(口座振替)	72,552	1,315,618
19	1	19	[redacted]	給与1月分	247,228	1,562,846
	1	19	職員負担分(預り金)	健康保険料(1月分)	-13,884	1,548,962
	1	19	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(1月分)	-21,960	1,527,002
	1	19	職員負担分(預り金)	雇用保険(1月分)	-1,483	1,525,519
20	1	31	浜松西年金事務所	社会保険料12月分、期末手当分(口座振替)	210,702	1,736,221
21	2	6	聖隷健康診断センター	雇用職員の健康診断	2,673	1,738,894
22	2	20	[redacted]	給与2月分	248,095	1,986,989
	2	20	職員負担分(預り金)	健康保険料(2月分)	-13,884	1,973,105
	2	20	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(2月分)	-21,960	1,951,145
	2	20	職員負担分(預り金)	雇用保険(2月分)	-1,489	1,949,656
23	2	29	浜松西年金事務所	社会保険料1月分(口座振替)	72,552	2,022,208
24	3	19	[redacted]	給与3月分	246,100	2,268,308
	3	19	職員負担分(預り金)	健康保険料(3月分)	-13,740	2,254,568
	3	19	職員負担分(預り金)	厚生年金保険料(3月分)	-21,960	2,232,608
	3	19	職員負担分(預り金)	雇用保険(3月分)	-1,477	2,231,131
25	3	31	浜松西年金事務所	社会保険料2月分(口座振替)	72,552	2,303,683
26	3	31	浜松西年金事務所	社会保険料3月分(口座振替)	72,264	2,375,947
						2,375,947

雇用通知書

令和5年 5月 1日

[redacted] 様

会派名 市民クラブ
代表者 会長 斉藤晴明 [redacted]

あなたを次の条件により、雇用します。

雇用期間	2023年5月1日 ～ 2024年3月31日
勤務場所	浜松市役所内 市民クラブ議員控え室
職務内容	議員の政務活動研究補助
勤務時間	月、火、木、金曜日 午前8時30分 ～午後4時30分 水曜日 午前8時30分～午後4時 （うち休憩時間45分） 所定時間外労働 有
週休日	土曜日・日曜日
休日	祝日法に定める休日、12月29日 ～翌年1月3日
休暇	(1) 年次有給休暇 有 別に定める (2) 特別休暇 有
賃金	給料月額 201,100円 （所定時間外労働手当の基準額 1,387円/時間） 交通費 20,000円 能力手当 25,000円 支給日 毎月20日 （その日が週休日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日とする。）

その他、当該通知書にて定めていないことについては、就業規則による。

※実働7.25h/日 ▶ 2022年5月1日～ 現在

職員出勤簿

※7.75h/日 ▶ 時短でない場合

（生年月日、昭和/年 10.4.16 - 日）【採用日:2007年（平成19年）5月17日】

所属	氏名	届出印	有給休暇数
浜松市議会 市民クラブ			繰越 20 / 今年度 20 / 育(介護) 3 / 積立 4 / = 47

日 / 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出勤数 / 今年度 / 有休	備考
1																														有休		19 0 1	
2																								有休								19 0 2	
3																													有休			22 0 1	
4						有休	有休																									20 0 1	
5																													有休			20 0 1	
6																																22 0 3	
7										有休														← 特別休暇 →								20 0 1	
8	有休													有休	有休																	22 0 4	
9														有休												有休						20 0 3	
10																有休			有休							有休				有休		21 0 4	
11														有休																		20 0 3	
12																																20 0 1	

令和 5年度 = 2023年

※ 実働 7.75h / 日

職員出勤簿

（土曜日、月平均/年 240.33 日）

【採用日:2007年（平成19年）5月17日】

	所属	氏名	届出印	有給休暇数
	浜松市議会 市民クラブ	[redacted]		繰越 20 / 今年度 3 / 計 4 = 47

日 / 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	残数 / 備考
1																										有休						43.75h 19 0 1
2																												有休				4+5.25=9.5→9.25 +1.75 19 0 1
3															有休														有休			4+6.75=7.5→7.25 +1.25 20 0 3
4																																21
5																																21
6																																20
7																																20
8																																21
9																																19
10																																20
11																																20
12																																20

有休 46
斉藤 45
斉藤 42

令和6年 = 2024年

給料受領書

受給者氏名：[redacted]

（円）

年月日	基本給及び期末手当等	能力手当	交通費	【社会保険料等の控除額】			出金額（控除後）	受領印	領収書No.
				健康保険	厚生年金	雇用保険			
2023年									
4月20日							-		
5月19日	201,794	25,000	20,000	12,727	20,130	1,481	212,456		①
6月20日	201,447	25,000	20,000	12,727	20,130	1,479	212,111		②
6月30日（期末手当）	447,448			25,858	40,900	2,685	378,005		⑤
7月20日	201,100	25,000	20,000	12,727	20,130	1,477	211,766		⑥
8月18日	201,100	25,000	20,000	12,727	20,130	1,477	211,766		⑧
9月20日	201,447	25,000	20,000	13,884	21,960	1,479	209,124		⑩
10月20日	201,100	25,000	20,000	13,884	21,960	1,477	208,779		⑫
11月20日	201,100	25,000	20,000	13,884	21,960	1,477	208,779		⑭
12月8日（冬季賞与）	457,503			26,437	41,815	2,745	386,506		⑯
12月20日	219,825	25,000	20,000	13,884	21,960	1,589	227,392		⑰
2024年									
1月19日	202,228	25,000	20,000	13,884	21,960	1,483	209,901		⑲
2月20日	203,095	25,000	20,000	13,884	21,960	1,489	210,762		㉒
3月19日	201,100	25,000	20,000	13,740	21,960	1,477	208,923		㉔
合計	3,140,287	275,000	220,000	200,247	316,955	21,815	3,096,270		

【社会保険料(健康保険+厚生年金)】

（円）

	4月	5月	6月	7月（賞与含）	8月	9月	合計
職員負担分（被保険者負担）	-	32,857	32,857	99,615	32,857	35,844	234,030
会派負担分	-	33,649	33,649	102,018	33,649	36,708	239,673
合計	0	66,506	66,506	201,633	66,506	72,552	473,703
		6/30 領収書④	7/31 領収書⑦	8/31 領収書⑨	10/2 領収書⑪	10/31 領収書⑬	

	10月	11月	12月（賞与含）	1月	2月	3月	合計
職員負担分（被保険者負担）	35,844	35,844	104,096	35,844	35,844	35,700	283,172
会派負担分	36,708	36,708	106,606	36,708	36,708	36,564	290,002
	72,552	72,552	210,702	72,552	72,552	72,264	573,174
	11/30 領収書⑮	1/4 領収書⑱	1/31 領収書⑳	2/29 領収書㉓	4/1(3/31) 領収書㉕	5/ (3/31) 領収書㉖	

(3)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	6	8	2	3	6

但し　2023年5月～2024年3月の労働保険料(労災保険+雇用保険)及び一般拠出金として

内訳　納付先：静岡労働局(園税)

● 詳細は、別紙「労働保険概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金 申告書」の通り

申告書における今期納付額 (2023年4月～2024年3月分)	72,379
4月分納付額・・・裏に添付 (2023年4月)	－ 4,143
5月以降分納付額 (2023年5月～2024年3月分)	68,236

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 6月20日

会派名　浜松市議会[redacted]

代表者名　斉藤晴明[redacted]

(3)

4月分→(2)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	1	4	3

但し　2023年4月分の労働保険料(雇用保険+労災保険)として

内訳　納付先：静岡労働局(国税)

● 労働保険料(労災保険①+雇用保険②③)の総額　(2023年4月分)
【 雇　用　通　知 】 221,100円
【4/10(月)18:15まで勤務】 0.5hオーバー、1.25h残業扱い＝2,861円
221,100+2,861＝223,961円
223,961×18.5(①+②+③)/1,000=4,143.2785(小数点以下切捨て) 4,143円(①+②+③)

※ それぞれの負担割合は以下の通り

[redacted]

223,961×3/1,000=671.883円　672 ・・・①

①全額事業主負担⇒3/1,000
223,961×3/1,000=671.883　672 ①

[redacted]

223,961×15.5/1,000=3,471.3955円　3,471 ・・・②+③

②労働者負担⇒6/1,000
223,961×6/1,000=1,343.766(被保険者負担分の端数(50銭以下切捨て50銭1厘以上切上げ)　1,344 ②
③事業主負担⇒9.5/1,000
223,961×9.5/1,000=2,127.6295　2,127 ③

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月20日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　平間良明 [redacted]

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

下記のとおり申告します。

継続事業（一括有期事業を含む。）

(3)

提出用

08 E 0035245
EA122B0070489$
3VA122B0035245#

2023年 6月 8日

種別 32701

※各種区分

管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	111	9416	72

労働保険番号 22101 [redacted]

あて先 〒 420-8639
静岡市葵区追手町９－５０
静岡地方合同庁舎

静岡労働局 pp8muh72
労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げて下さい。)

確定保険料算定内訳

算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

⑦区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料		32欄参照	51304
労災保険分	3537	32欄参照	10611
雇用保険分	3537	32欄参照	40693
一般拠出金	3537	0.02	70

概算・増加概算保険料算定内訳

算定期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

⑪区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	3826	1000分の 18.50	70781
労災保険分		1000分の 3.00	
雇用保険分		1000分の 15.50	

⑧⑩⑫⑭⑳の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑮申告済概算保険料額	49,776 円
⑯増加概算保険料額 (⑭の(イ)−⑮)	
差引 (イ)充当額	(ロ)不足額 1528 円
(ハ)還付額	

㉒期別納付額

	全期又は年度更新	(イ)概算保険料額	(ロ)労働保険料充当額	(ハ)不足額	(ニ)今回労働保険料	(ホ)一般拠出金充当額	(ヘ)一般拠出金額	(ト)今期納付額
		70781円	円	1528円	72309円	円	70円	72,379円
第2期		(チ)概算保険料額	(リ)労働保険料充当額	(ヌ)第2期納付額				
		円	円	円				
第3期		(ル)概算保険料額	(ヲ)労働保険料充当額	(ワ)第3期納付額				
		円	円	円				

㉓加入している労働保険 (イ)労災保険 (ロ)雇用保険
㉔特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない

㉕事業 (イ)所在地
(ロ)名称 22-1-01 029591-000 E

㉖事業主 (イ)住所(法人のときは主たる事務所の所在地) 〒430-8652 電話番号(053)457-2496 浜松市中区元城町103-2
(ロ)名称 浜松市議会 市民クラブ
(ハ)氏名(法人のときは代表者の氏名) 斉藤晴明

㉗事業又は作業の種類 市議会議員の政務活動費の補助(事務・経理)

㉘保険関係成立年月日

㉙事業廃止等理由 (1)廃止 (2)譲渡 (3)組別 (4)労働者なし (5)その他

社会保険労務士記載欄
作成年月日
提出代行者
事務代理者の表示
氏名
電話番号() −

㉑期別確定保険料算定内訳

	労災保険分 保険料算定基礎額	労災保険率	確定保険料額	雇用保険分 保険料算定基礎額	雇用保険率	確定保険料額
前期分	(イ) 1,764千円	(ハ) 1000分の 3.00	(ニ) 5,292円	(ヘ) 1,764千円	(チ) 1000分の 9.50	(ヌ) 16,758円
後期分	(ロ) 1,773千円		(ホ) 5,319円	(ト) 1,773千円	(リ) 1000分の 13.50	(ル) 23,935.5円
合計	(イ)+(ロ) 3,537千円		(ニ)+(ホ) 10,611円	(ヘ)+(ト) 3,537千円		(ヌ)+(ル) 40,693.5円

納付書・領収証書　労働保険　国庫金

※取扱庁名：静岡労働局　※収扱庁番号：00075420　徴収特定　保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計：0847　厚生労働省所管：6118　※令和05年度

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
	22	1	01	[redacted]		1	全部 / 一部

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

※会計年度（元号：令和は9）：9 － 5　※徴定年度（元号：令和は9）：9 － 5

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内訳	労働保険料						7	2	3	0	9
	一般拠出金									7	0
納付額（合計額）						¥	7	2	3	7	9

※収納区分：62　※経決区分：

※内証券受領　円

納付の目的
1. 令和 05 年度概算 1 期（全部又は1期）
2. 令和 04 年度確定

（住所）〒430-0946 浜松市中区
元城町
193－2

（氏名）浜松市議会　市民クラブ　殿

[redacted]

あて先
〒420-8639
静岡市葵区追手町9－50
静岡地方合同庁舎
静岡労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
領収日付等
静岡信用金庫 本店営業部 5.6.20 9
（納付者控）

納付の場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

(4)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	6	5	0	6

但し　令和5年5月分の社会保険料として

内訳　納付先:日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	12,727	20,130	–
事業所	12,727	20,130	792
合計	25,454	40,260	792

保険料納入告知額・領収済額通知書

2189

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付目的年月 令和 5年 5月	納付期限 令和 5年 6月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
¥ 25,454	¥ 40,260	¥ 792
合　計　額	¥66,506 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 4月分保険料	領収日 令和 5年 5月 31	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
25,454	40,260	79
合　計　額	¥66,506	

令和 5年 6月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年6月30日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

2186

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 6月	納付期限 令和 5年 7月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額	¥66,506 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 5月分保険料	領収日 令和 5年 6月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額	¥66,506 円	

令和 5年 7月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(17)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	6	6	5	0	6

但し　令和5年6月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	12,727	20,130	–
事業所	12,727	20,130	792
合計	25,454	40,260	792

保険料納入告知額・領収済額通知書

2186

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 6月	納付期限 令和 5年 7月31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額		✓¥66,506 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 5月分保険料	領収日 令和 5年 6月30	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
25,454	40,260	79
合計額		¥66,506

令和 5年 7月19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構 浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年7月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

2191

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 7月	納付期限 令和 5年 8月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
77,171	122,061	2,401
合計額		¥201,633 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 6月分保険料	領収日 令和 5年 7月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額		¥66,506 円

令和 5年 8月 21日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(9)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	2	0	1	6	3	3

但し　令和5年賞与分、7月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	38,585	61,030	-
事業所	38,586	61,031	2,401
合計	77,171	122,061	2,401

保険料納入告知額・領収済額通知書

2191

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 7月	納付期限 令和 5年 8月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
77,171	122,061	2,401
合計額	¥201,633 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 6月分保険料	領収日 令和 5年 7月 31	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
25,454	40,260	79
合計額	¥6[illegible]06	

令和 5年 8月 21日

収入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年8月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

2187

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 8月	納付期限 令和 5年 10月 2日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額		¥66,506 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 7月分保険料	領収日 令和 5年 8月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
77,171	122,061	2,401
合計額		¥201,633 円

令和 5年 9月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(11)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	6	6	5	0	6

但し　令和5年8月分の社会保険料として

内訳　納付先:日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	12,727	20,130	-
事業所	12,727	20,130	792
合計	25,454	40,260	792

保険料納入告知額・領収済額通知書

2187

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付日的年月 令和 5年 8月	納付期限 令和 5年 10月 2日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額	¥66,506 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 7月分保険料	領収日 令和 5年 8月 31	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
77,171	122,061	2,40
合計額	¥201,633	

令和 5年 9月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

厚生労働省年金局事業管理課長之印

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年10月2日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

浜松市議会

保険料納入告知額・領収済額通知書

2185

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 9月	納付期限 令和 5年 10月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 8月分保険料	領収日 令和 5年 10月 2日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計額	¥66,506 円	

令和 5年 10月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(13)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	7	2	5	5	2

但し　令和5年9月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,884	21,960	–
事業所	13,884	21,960	864
合計	27,768	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

2185

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付目的年月 令和 5年 9月	納付期限 令和 5年 10月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
✓ 27,768	✓ 43,920	✓ 864
合計額	✓ ¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 8月分保険料	領収日 令和 5年 10月 2	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
25,454	40,260	7
合計額	¥66,506	

令和 5年 10月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構
浜松西　年金事務所）

厚生労働省 年金局 事業管理課長之印

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年10月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

浜松市議会

保険料納入告知額・領収済額通知書

2190

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 10月	納付期限 令和 5年 11月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 9月分保険料	領収日 令和 5年 10月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

令和 5年 11月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構 浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

[redacted]

（裏面へつづく）

1.3

(15)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	7	2	5	5	2

但し　令和5年10月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,884	21,960	-
事業所	13,884	21,960	864
合計	27,768	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

2190

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付目的年月 令和 5年 10月	納付期限 令和 5年 11月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 9月分保険料	領収日 令和 5年 10月 31	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
27,768	43,920	8
合計額	¥72,552	

令和 5年 11月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年11月30日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　斉藤晴彦 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書　2203

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 11月	納付期限 令和 6年 1月 4日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合　計　額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 10月分保険料	領収日 令和 5年 11月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合　計　額	¥72,552 円	

令和 5年 12月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ　様

[redacted]

（裏面へつづく）

15

(18)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	7	2	5	5	2

但し　令和5年11月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,884	21,960	-
事業所	13,884	21,960	864
合計	27,768	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

2203

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付目的年月 令和 5年 11月	納付期限 令和 6年 1月 4日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額		¥72,552 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 10月分保険料	領収日 令和 5年 11月 30	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	86
合計額		¥72,552 F

令和 5年 12月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

430-8652 浜松市　中区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 1月 4日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 5年 12月	納付期限 令和 6年 1月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
80,642	127,551	2,509
合計額		¥210,702 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 11月分保険料	領収日 令和 6年 1月 4日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額		¥72,552 円

令和 6年 1月 22日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中央区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(20)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	2	1	0	7	0	2

但し　令和5年賞与分、12月分の社会保険料として

内訳　納付先:日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	40,321	63,775	–
事業所	40,321	63,776	2,509
合計	80,642	127,551	2,509

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]　事業所番号 [redacted]

納付目的年月 令和 5年 12月	納付期限 令和 6年 1月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
80,642	127,551	2,509
合計額	¥210,702 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 11月分保険料	領収日 令和 6年 1月 4日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	86
合計額	¥72,552 円	

令和 6年 1月 22日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　年金事務所）

430-8652 浜松市　中央区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ　様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年1月31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 6年 1月	納付期限 令和 6年 2月 29日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 12月分保険料	領収日 令和 6年 1月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
80,642	127,551	2,509
合計額	¥210,702 円	

令和 6年 2月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中央区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診対象者一覧　令和5年度

(21)

430-8652
浜松市　中区　元城町 103-2

浜松市議会　市民クラブ

健診ご担当者　様

[redacted]

生活習慣病予防健診を受診するにあたり、当協会へのお申し込みは不要です。
健診機関へご予約のうえ、受診してください。

◎この一覧は、生活習慣病予防健診の対象となる方をお知らせするためのものです。令和5年1月時点で当協会に加入している方が印字されています。
◎年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

保険者番号	健康保険証の記号
[redacted]	

健康保険証の番号	フリガナ / 氏名	性別	生年月日	単独で受診できます		一般健診と併せて受診できます			備考
				一般健診	＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊	＊＊ ＊＊ ＊＊	乳がん検診	子宮頸がん検診	
2	[redacted]			○			○	○	健診機関名：[redacted] 健診予定日：2024 年 1 6 日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日
									健診機関名： 健診予定日：　年　月　日

[redacted]

領　収　書

No [redacted]

2024年　2 月　6 日

浜松市議会　市民クラブ　御中　[redacted]様

¥13,467－ 税込

（10%　内消費税額　¥1,224）
（ 8%　内消費税額　¥ 0）

但し 協会一般：胸部・胃部（40−74歳）、[一般]協会：子宮がん検診、[一般]協会：乳がん検診（40歳代）（２方向）、経膣エコー、乳房エコー

上記の金額正に領収致しました。

静岡県浜松市中央区東伊場２－７－１ 浜松商工会議所会館６階

聖隷健康診断センター　東伊場クリニック

領収 2024.2.-6 聖隷東伊場

領収印無しは無効です。　領収書の再発行はいたしません。

登録番号：T8080405000142

(12)

支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	2	6	7	3

但し　会派雇用職員の一般健診料

内訳

領収書の金額		13,467
乳房エックス線検査	－	1,574
子宮頸がん検査	－	970
経腟エコー検査	－	4,400
乳房エコー検査	－	3,850
		2,673

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 2月 6日

会 派 名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

アイコンの説明 健診 聖隷健康診断センター 予検 聖隷予防検診センター 東伊 聖隷健康診断センター東伊場クリニック サポ 聖隷健康サポートセンター Shizuoka 静クリ 聖隷静岡健診クリニック 協会 地域・企業健診センター(巡回健診)

一般健診

生活習慣病予防健診

診察や採尿、採血検査、胸や胃のエックス線検査など約30項目の検査を行います。

生活習慣病予防健診(付加健診)

一般健診に加えてさらに検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣改善などの健康管理に活かします。
対象者は、一般健診を受診する方のうち、当該年度において40歳及び50歳の方。

《追加になる検査》 ・眼底検査 ・腹部エコー検査 ・肺機能検査

予約が取り易い**午後**の受診がおすすめです
胃がん検診を含んだ健診でも朝7時までは受付可能です!

人間ドック

人間ドック検査項目のうち全国健康保険協会(以下、協会けんぽ)の生活習慣病予防健診と検査項目が重複する分については、協会けんぽの補助を利用します。自己負担を軽減して受診いただける聖隷オリジナルコースです。

聖隷がん探知一日人間ドック

検査結果を当日にお知らせ※
日本人間ドック学会が定めた基本検査項目に準拠した検査項目を実施いたします。
検査結果は当日、医師がご説明いたします。
※東伊場クリニックは一部の検査結果をご説明いたします。

協会けんぽスペシャルドック

脳と身体をチェックする理想的な人間ドック
一日人間ドックと脳における疾患を早い段階で発見する脳ドックを合わせたコースです。

おすすめの受診方法

午後

人気の胃カメラが通常検査項目に組み込まれた午後のお時間での人間ドックです。
午前に仕事を済ませ、午後から受診。忙しい皆さまにおすすめの受診方法です。

注意事項
・胃カメラ追加分として別料金(税込6,600円)がかかります。
・追加できないオプション検査があります。詳しくはお問合せください。
・午後からの検査となるため、人間ドック食の代わりに軽食をご用意いたします。

スピードドック

「人間ドックは待ち時間が長くて疲れる」、「午後からは仕事に行きたい」など、少しでも早く検査を終わらせたい方や午後の時間を有効活用したい方へおすすめです。

注意事項
・1日人間ドックコース予約者様のうち、1日 先着 予検:15名、健診:5名。
・別料金(税込 1,100円)がかかります。 ・平日の受診日のみお申込み可能です。
・追加できないオプション検査があります。詳しくはお問合せください。
・聖隷健康診断センターのスピードドックには利用条件(予約時間・追加オプショ

コース価格について

(税込)

	定価	協会けんぽ補助額	生活習慣病予防健診の結果の有無による自己負担金額	
			結果がある場合	結果がない場合
生活習慣病予防健診	18,865円	13,583円	0円	5,282円
生活習慣病予防健診(付加健診)	28,468円	20,497円	2,689円	7,971円
一日人間ドック	45,100円	13,583円	26,235円	31,517円
スペシャルドック	61,400円	13,583円	62,535円	67,817円

生活習慣病予防健診とセットでご受診いただくと下記項目にも補助がでます

婦人科検診 ※20歳~39歳の偶数年齢の女性は、子宮頸がん検査の単独受診(自己負担金額は同額)が可能です。

検査名称	対象者条件	自己負担金額
乳房エックス線検査	生活習慣病予防健診を受診する40歳~74歳の偶数年齢の女性	50歳以上 1,013円 40~49歳 1,574円
子宮頸がん検査	生活習慣病予防健診を受診する36歳~74歳の偶数年齢の女性	970円

人間ドックおすすめのオプション検査

(税込)

生活習慣に合わせたオプション検査を人間ドックでは多数用意しています。

	オプション項目		料金(税込)	聖隷健康診断センター(浜松) 一日ドック	聖隷予防検診センター(浜松) 一日ドック	聖隷健康診断センター東伊場クリニック 一日ドック	聖隷健康診断センター東伊場クリニック スピードドック
がん	胸部CT検査		¥11,000	●	●	●	●
	上部消化管内視鏡検査(胃カメラ)		¥6,600	●	●	●	●
	大腸内視鏡検査(大腸カメラ)		¥22,000		●※1		
	大腸CT検査		¥27,500	●※1	●※1		●※1
	膵がんリスク検診		¥44,000	●※2			
	PSA検査		¥3,300	●※3	●※3	●※3	●※3
メタボ・心臓・血管	頸部エコー検査		¥2,200		●		
	内臓脂肪CT		¥8,800	●	●	●	●
	内臓MRI検査		¥3,300	●			
	アディポネクチン検査		¥5,500	●	●		●
	動脈硬化検査		¥3,300	●	●	●	●
	頸動脈エコー検査		¥3,850	●※4	●		●※4
	心臓検査セット		¥18,700		●※5		
	心臓エコー検査		¥11,000		●		
脳	頭部MRI検査		¥27,500	●※6	●		●※6
	MCIスクリーニング検査		¥33,000	●	●		●
婦人科	子宮頸がん検査		¥4,730	●	●	●	●
	HPV検査		¥5,500	●	●	●	●
	経腟エコー検査		¥4,400	●	●	●	●
	乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	1方向	¥3,850	●	●	●	●
		2方向	¥5,500	●	●	●	●
	乳房トモシンセシス(3Dマンモグラフィ)	1方向	¥7,150	●	●		●
		2方向	¥10,450	●	●		●
	乳房エコー検査		¥3,850	●	●	●	●
その他	頭部MRI検査		¥22,000				●
	腰部MRI検査		¥22,000				●
	甲状腺機能検査		¥3,300	●	●	●	●
	甲状腺エコー検査		¥3,850	●	●	●	●
	甲状腺セット(機能検査+エコー)		¥6,820	●	●	●	●
	骨密度検査(前腕骨)		¥2,750	●	●		●
	骨密度検査(腰椎・大腿骨)		¥5,500				●
	抗CCP抗体検査		¥3,300				●
	C型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査)		¥1,100	●	●	●	●
	歯科検診		¥3,850		●		
	胃がんリスク検診(ABC検査)		¥4,620	●	●	●	●
	ヘリコバクター・ピロリ抗体検査		¥2,750	●	●	●	●
	アルコール分解酵素遺伝子検査		¥5,500	●	●		●
	SAS検査		¥5,500	●	●		●
	アレルギー検査		¥5,500~	●	●		●
	スピードドック		¥1,100	●※7	●		

※1 検査は後日実施いたします。 ※2 事前予約制、水・木曜日のみの実施となります。
※3 50歳以上の男性ではドック検査項目に含まれています。(契約によっては検査に含まれていない場合があります。予約時にご確認ください)
※4 健診センターでは脳ドック・スペシャルドック・MCIドック・AIコスペシャルパックに含まれています。サポートセンターでは脳ドック・スペシャルドックに含まれています。
※5 検査器具の取り外しのため、受診日翌日に来院いただきます。

コース別検査項目

検査内容		聖隷健康診断センター(浜松) 一日ドック	聖隷健康診断センター東伊場クリニック 一日ドック	聖隷健康診断センター東伊場クリニック スピードドック	聖隷健康診断センター東伊場クリニック スペシャルドック
問診	問診	●	●	●	●
血圧	血圧測定	●	●	●	●
身体計測	身長・体重	●	●	●	●
	腹囲	●	●	●	●
	BMI指数		●	●	●
	標準体重・肥満度・体脂肪率			●	●
眼科検査	視力	●	●	●	●
	眼底検査			●	●
	眼圧測定			●	●
聴力	聴力検査	●	●	●	●
生理学検査	肺機能検査・換気能ミニ付き			●	●
	肺年齢 ※喫煙者のみ			●	●
	安静時心電図	●	●	●	●
エックス線検査	胸部エックス線検査	●	●	●	●
	上部消化管エックス線検査		●(胃カメラ)	●	●
超音波検査	頸動脈エコー検査			●	●
	腹部超エコー検査				●
血液学検査	白血球数		●	●	●
	ヘマトクリット		●	●	●
	赤血球数・血色素	●	●	●	●
	MCV・MCH・MCHC			●	●
	血小板			●	●
	血液像			●	●
	血液型検査(ABO式、Rh式) ※初回のみ			●	●
血清学検査	CRP			●	●
	HBs抗原			●	●
生化学検査	血糖(空腹時・随時)またはHbA1c	● ※1	● ※1	●	●
	AST(GOT)・ALT(GPT)	●	●	●	●
	γ-GT(γ-GTP)	●	●	●	●
	ALP		●	●	●
	総ビリルビン			●	●
	LD(LDH)			●	●
	コリンエステラーゼ(Ch-E)			●	●
	総蛋白・アルブミン・A/G比			●	●
	膵型アミラーゼ			●	●
	総コレステロール		●	●	●
	HDLコレステロール	●	●	●	●
	LDLコレステロール	●	●	●	●
	non-HDLコレステロール			●	●
	中性脂肪	●	●	●	●
	尿酸		●	●	●
	血清クレアチニン・e-GFR		●	●	●
	尿素窒素			●	●
	血清鉄 ※女性のみ			●	●
	カルシウム			●	●
便・尿検査	尿潜血反応		●	●	●
	尿PH			●	●
	尿蛋白・尿糖	●	●	●	●
	尿定潜 ※注1			●	●
	便潜血検査(2日法)		●	●	●
前立腺検査	PSA ※50歳以上男性のみ			●	●
脳検査	高次脳機能検査				●
	脳部MRI撮影				●
保健指導/栄養指導	※注2			●	●
保健指導/栄養指導/運動指導				●	●
医師結果説明				●	●
診察		●	●	●	●

【労働安全衛生規則 44条の表記について】 ●:必須項目
※1 随時血糖の場合は、食直後(3時間未満)を除く。
食直後(3.5時間未満)の場合はHbA1cを実施。

【一日人間ドック・スペシャルドック】
注1:尿潜血・尿潜在陽性者であれば実施。
注2:DVD上映の場合もございます。

(23)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	7	2	5	5	2

但し　令和6年1月分の社会保険料として

内訳　納付先:日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,884	21,960	−
事業所	13,884	21,960	864
合計	27,768	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 6年 1月	納付期限 令和 6年 2月 29日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 5年 12月分 保険料	領収日 令和 6年 1月 31	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
80,642	127,551	2,5
合計額	¥210,702	

令和 6年 2月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構 浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市　中央区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ　様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 2月 29日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]		
納付目的年月 令和 6年 2月	納付期限 令和 6年 4月 1日		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
27,768	43,920	864	
合計額	¥72,552 円		

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 6年 1月分保険料	領収日 令和 6年 2月 29日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

令和 6年 3月 19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中央区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(25)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	7	2	5	5	2

但し　令和6年2月分の社会保険料として

内訳　納付先：日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,884	21,960	
事業所	13,884	21,960	864
合計	27,768	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月　令和　6年　2月	納付期限　令和　6年　4月　1日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合　計　額		¥72,552 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和　6年　1月分保険料	領収日　令和　6年　2月 2
健康勘定	厚生年金勘定
健康保険料	厚生年金保険料
27,768	43,920
合　計　額	¥72,552

令和　6年　3月　19日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

厚生労働省年金局事業管理課長之印

430-8652 浜松市　中央区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 3月 31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付目的年月 令和 6年 3月	納付期限 令和 6年 4月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,480	43,920	864
合計額	¥72,264 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 6年 2月分保険料	領収日 令和 6年 4月 1日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,768	43,920	864
合計額	¥72,552 円	

令和 6年 4月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
（日本年金機構
浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中央区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

(26)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	7	2	2	6	4

但し　令和6年3月分の社会保険料として

内訳　納付先:日本年金機構　浜松西年金事務所

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
被保険者	13,740	21,960	–
事業所	13,740	21,960	864
合計	27,480	43,920	864

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号	[redacted]	事業所番号	[redacted]
納付目的年月	令和　6年　3月	納付期限	令和　6年　4月 30日

健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,480	43,920	864
合　計　額		¥72,264 円

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和　6年　2月分保険料	領収日 令和　6年　4月　1	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出
27,768	43,920	86
合　計　額		¥72,552

令和　6年　4月 18日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構
浜松西　　年金事務所）

430-8652 浜松市　中央区　元城町
103-2

浜松市議会　市民クラブ

様

[redacted]

（裏面へつづく）

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 6年 3月 31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号 [redacted]	事業所番号 [redacted]	
納付日的年月 令和 6年 4月	納付期限 令和 6年 5月 31日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,480	43,920	864
合計額	¥72,264 円	

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

令和 6年 3月分保険料	領収日 令和 6年 4月 30日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
27,480	43,920	864
合計額	¥72,264 円	

令和 6年 5月 22日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

（日本年金機構 浜松西 年金事務所）

430-8652 浜松市 中央区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

[redacted]

（裏面へつづく）

26

月	日	番号	摘要		支出	累計
5	25	1	㈱交通図書協会	市議会手帳3冊	2,400	2,400
5	25		浜松いわた信用金庫	振込手数料(現金扱い、ATM、5万円未満、他行宛)	440	2,840
5	25	2	FamilyMart 浜松市役所/S店	消しゴム2個	200	3,040
5	30	3	㈱セリア	付箋3個	330	3,370
6	12	4	㈲マックオーエー	ASKUL5月分	22,330	25,700
6	7	5	新栄事務機㈱	デスクトップPC (ESRIMO D7012/LX) (富士通FMVD5404NP)	135,300	161,000
6	7		新栄事務機㈱	ワイド液晶ディスプレイ	18,150	179,150
6	7		新栄事務機㈱	設定費 (OS初期、LAN、プリンタ、スキャン)	11,000	190,150
6	7		新栄事務機㈱	デスクトップPC (ESRIMO D7012/LX) (富士通FMVD5404NP)	135,300	325,450
6	7		新栄事務機㈱	ワイド液晶ディスプレイ	18,150	343,600
6	7		新栄事務機㈱	設定費 (OS初期、LAN、プリンタ、スキャン)	11,000	354,600
6	7		新栄事務機㈱	デスクトップPC (ESRIMO D7012/LX) (富士通FMVD5404NP)	135,300	489,900
6	7		新栄事務機㈱	ワイド液晶ディスプレイ	18,150	508,050
6	7		新栄事務機㈱	設定費 (OS初期、LAN、プリンタ、スキャン)	11,000	519,050
6	7		新栄事務機㈱	コピー料金5月分(8階控室)	4,776	523,826
6	7		浜松いわた信用金庫	振込手数料 (窓口扱、5万円以上、当金庫、他店)	550	524,376
6	12	6	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料 (口座振替)5月分、6月分	33,000	557,376
6	19	7	新栄事務機㈱	コピー料金5月分(7階)	285	557,661

6	26	8	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス5月利用料 (口座振替)	5,500	563,161
6	27	9	Zoom Video Communications Inc.	Zoom W-9利用料(1年間)	22,000	585,161
7	6	10	㈲マックオーエー	ASKUL6月分	2,168	587,329
7	11	11	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料 (口座振替)7月分	16,500	603,829
7	13	12	新栄事務機㈱	コピー料金6月分(8階控室)	9,027	612,856
7	13		浜松いわた信用金庫	振込手数料 (ATM現金,同行,他店,5万円未満)	220	613,076
7	26	13	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス6月利用料 (口座振替)	5,500	618,576
8	3	14	㈲マックオーエー	ASKUL7月分	5,349	623,925
8	3	15	新栄事務機㈱	オープン書庫3段、専用ベース、 搬入設置費	53,680	677,605
8	3		新栄事務機㈱	コピー料金7月分(8階控室)	3,842	681,447
8	3		浜松いわた信用金庫	振込手数料 (ATM現金,同行,他店,5万円以上)	440	681,887
8	14	16	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料 (口座振替)8月分	16,500	698,387
8	17	17	ヤマト運輸㈱	プロジェクター修理依頼のため発送 (運賃)	1,320	699,707
8	23	18	エプソン販売㈱	プロジェクター修理費用 (基本/技術料金/部品代)	30,085	729,792
8	28	19	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス7月利用料 (口座振替)	5,500	735,292
9	12	20	㈲マックオーエー	ASKUL8月分	12,110	747,402
9	5	21	新栄事務機㈱	コピー料金8月分(8階控室)	7,025	754,427
9	5		浜松いわた信用金庫	振込手数料 (ATM現金,同行,他店,5万円未満)	220	754,647

9	7	22	㈱ヤマダ電機	SHOKZのヘッドセット	18,282	772,929
9	11	23	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料 (口座振替)9月分	16,500	789,429
9	26	24	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス8月利用料 (口座振替)	5,500	794,929
9	29	25	㈲マックオーエー	ASKUL9月分	5,398	800,327

事務所費

番号	月	日	摘要		支出	累計
26	10	5	新栄事務機㈱	コピー料金9月分(8階控室)	11,313	11,313
	10	5	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	11,533
27	10	11	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)10月分	16,500	28,033
28	10	26	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス9月利用料(口座振替)	5,500	33,533
29	11	7	㈲マックオーエー	ASKUL10月分	3,279	36,812
30	11	8	新栄事務機㈱	コピー料金10月分(8階控室)	14,804	51,616
	11	8	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	51,836
31	11	13	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)11月分	16,500	68,336
32	11	21	新栄事務機㈱	コピー料金10月分(7階控室)	10,209	78,545
33	11	27	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス10月利用料(口座振替)	5,500	84,045
34	12	12	㈲マックオーエー	ASKUL11月分	2,119	86,164
35	12	6	新栄事務機㈱	コピー料金11月分(8階控室)	8,647	94,811
	12	6	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	95,031
36	12	11	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)12月分	16,500	111,531
37	12	26	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス11月利用料(口座振替)	5,500	117,031
38	1	5	㈲マックオーエー	ASKUL12月分	10,403	127,434
39	1	10	新栄事務機㈱	コピー料金12月分(8階控室)	19,987	147,421
	1	10	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	147,641
40	1	11	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)1月分	16,500	164,141
41	1	26	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス12月利用料(口座振替)	5,500	169,641
42	2	6	㈲マックオーエー	ASKUL1月分	6,763	176,404
43	2	7	新栄事務機㈱	コピー料金1月分(8階控室)	9,240	185,644
	2	7	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	185,864
44	2	13	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)2月分	16,500	202,364
45	2	26	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス1月利用料(口座振替)	5,500	207,864
46	2	22	FamilyMart浜松市役所/S店	4色フリクションボールペン	880	208,744
47	3	5	㈲マックオーエー	ASKUL2月分	8,403	217,147
48	3	4	新栄事務機㈱ 【備品№22】	ノートPC、増設メモリ、設定費、無線マウス	189,750	406,897
	3	4	浜松いわた信用金庫	振込手数料	550	407,447
49	3	4	新栄事務機㈱	コピー料金2月分(8階控室)	14,493	421,940
50	3	11	はましんリース㈱	キャノン複合機リース料(口座振替)3月分	16,500	438,440
51	3	26	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス2月利用料(口座振替)	5,500	443,940
52	3	31	㈲マックオーエー	ASKUL3月分、替え芯	2,847	446,787
53	3	31	新栄事務機㈱	コピー料金3月分(8階控室)	15,493	462,280
54	3	31	浜松いわた信用金庫	振込手数料	220	462,500
55	3	31	浜松ケーブルテレビ㈱	インターネットサービス3月利用料(口座振替)	5,500	468,000
						468,000

(表)

契約No. [redacted]

(1) 物件の売主(丙)	1. 新栄事務機株式会社			
(2) 物件	1. 複合機 ADV C3830FⅢ　1台 カセットペディスタル AW1			
(3) 物件の設置場所	1. 浜松市議会市民クラブ 静岡県浜松市中区元城町１０３－２			
(4) リース期間	48 ヶ月 (借受証発行日から起算します。)			
(5) リース料およびその支払方法	月額リース料	15,000 円	リース料総額	720,000 円
	1回当リース料 消費税等額	15,000 円 1,500 円	合計	16,500 円
	支払日および支払方法	1回目は借受証発行日の翌月11日に2回分口座振替にてお支払い。 2回目以降は借受証発行日の翌々月から毎月11日に口座振替にてお支払い。		
(6) 前払リース料	前払リース料 消費税等額	********** 円 ********** 円	合計	********** 円
		(最終月から遡って *** ヶ月のリース料に充当します。)		
	支払日および支払方法			
(7) 保険	動産総合保険　免責金額：1事故につき5万円。(天災は除きます) 被保険者　乙			
(8) 規定損害金	当初基本額 当初 24ヶ月の逓減月額 以降 24ヶ月の逓減月額	718,000円 12,200円 16,300円		
(9) 遅延損害金	年１４．６％ 1年に満たない端数期間については３６５日の日割計算とします。			
(10) 再リース料	再リース料 (消費税等別)	18,000 円		
(11) 特約				

リース契約証書

契約No. [redacted]

西暦 2023 年 5 月 12 日

リース借主（甲）

住所 浜松市中区元城町103-2
浜松市議会 市民クラブ

氏名 会長 齋藤晴明 [redacted]

リース貸主（乙）

浜松市中区元城町114番地の1
はましんリース株式会社 [redacted]
代表取締役 水野雅之

連帯保証人

住所 余白

氏名 印

連帯保証人

住所 余白

氏名 印

リース借主（以下「甲」という。）とリース貸主（以下「乙」という。）は、次のとおりリース契約を締結します。この契約の成立を証するため、本書を２通作成し、甲、乙が各１通を保有します。

(特約欄)

貸主使用欄			
作成者	係	照合者	検印
[redacted]			

第１条（リース契約の目的）

乙は、甲の仕様に基づき、甲の指定する表⑴記載のリース物件（ソフトウエア付きの場合はソフトウエアを含む。以下「物件」という。）を甲の指定する表⑴記載の売主（以下「売」という。）から購入し、甲に対し物件をリースし、甲はこれを借り受けます。

第２条（中途解約の禁止）

この契約は、この[redacted]中途解約を解除または解約することはできません。

第３条（物件の引渡し）

⑴　物件は、売から表⑵記載の設置場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときは、引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で同のために物件を保管します。

⑵　甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他満たすべき甲が必要とするべき一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）がこの契約の内容に適合していることを確認したうえ、検収完了日の日付で物件の検収証を乙に交付します。乙が検収証を受領したときに物件の発行日の日付で物件の引渡しが完了したものとします。

⑶　前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）ときは、甲は、直ちにその旨を乙に書面で通知し、売との間でこれを解決した後、前項に従い、検収証を乙に交付するものとします。

⑷　甲が物件の検収証を乙に交付したときは、物件の品質等がこの契約の内容に適合し完全な状態で物件が甲に引渡されたものとみなし、以後、乙はいかなる事由によっても物件の品質等の不適合について甲に対らその責に任じません。

⑸　甲が不当に物件の搬入、検査、引渡しを拒み、または遅らせたときは、乙は、この契約を催告を要せずして解除することができます。この場合、売から甲または乙に対して何らかの請求があったときは、甲の負担と責任において、売との間で直接これを解決します。

⑹　天災地変、戦争、その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の制定改廃、売の倒産、その他乙に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。この場合、売に対する損害賠償請求権その他の権利は甲に帰属します。

第４条（リース期間）

甲が、物件を使用できる期間（以下「リース期間」という。）は表⑶記載のとおりとし、[redacted]から起算します。

第５条（リース料）

⑴　甲は、乙に対して表⑶記載のとおりにリース料を支払います。

⑵　甲は、リース期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、その理由の如何を問わず、乙に対するリース料の支払いを免れません。

第６条（前払リース料）

⑴　甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対して、前払リース料を表⑷記載のとおり支払います。

⑵　前払リース料は無利息とし、最終リース料から順次遡って前払リース料の額に満つるまでの各リース料の各支払期日が到来したときに、自動的にそのリース料に充当されるものとします。

⑶　甲が第１５条⑴項各号の一つにでも該当したときは、乙は催告の要否にかかわらず、かつ、事前の通知または異議を留めないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債務の全部または一部に充当することができます。

⑷　甲は、前払リース料の支払いをもって、前二項に定めるほか、乙に対する一切の支払債務を免れることができません。

第７条（費用負担等）

⑴　甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。

⑵　乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、乙の請求により、直ちにその増額分を第６項及び第８項記載のリース料とあわせて支払います。

⑶　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は甲の負担とします。表⑶及び、表⑷記載の消費税等額は、この契約の成立日の税率に基づいて計算したものであり、消費税等額は増額された場合には、甲は、乙の請求により、直ちにその増額分を乙に支払います。

⑷　甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく処分に関され、または関されることのある一切の税金等を負担し、甲の負担でこれを支払います。

⑸　前項により乙が税額を納めることとなったときは、その納付の税額を償わず、甲は、乙の請求により、直ちにこれを表⑶及び第６項記載のリース料とあわせて支払います。

第８条（物件の使用・保管・維持管理）

⑴　甲は、リース期間中、物件を表⑴記載の設置場所において使用することができます。

⑵　甲は、物件を本条の用法及び場所を守に従って、善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

⑶　甲はその責任において、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を維持するため保守、点検、整備その他一切の作為を行うものとし、その費用一切を負担し、乙に対しこれら費用の償還等を請求することはできないものとします。

第９条（物件の保守）

⑴　甲は、物件について保守契約を必要とする場合には、甲の選択による保守業者との間で自己これを締結するものとし、この保守に伴う一切の費用を負担します。

⑵　乙は前項の保守について一切の責任を負いません。

第１０条（第三者に対する賠償責任）

⑴　物件自体または物件の設置、使用及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、甲の費用と責任で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

⑵　前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙の支払った賠償額（弁護士費用を含む。）を補償します。

⑶　物件が第三者の特許権、実用新案権、意匠権または著作権その他知的財産権を侵害することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

第１１条（禁止行為）

⑴　甲は、物件について次の行為、その他乙の所有権を侵害するような行為をすることができません。

①　第三者に譲渡したり、または担保に供したりすること。

②　日本国外に持ち出すこと。

⑵　甲は、乙の書面による事前の承諾なしに次の行為をすることができません。

①　物件を表⑶記載の設置場所から移転すること。

②　物件を第三者に転貸したり、または占有を移転すること。

③　物件を他の不動産または動産に付着させること。

④　物件に他の部品を付着すること。

⑤　物件の改造、加工、機種替えなどによりその現状を変更すること。

⑥　この契約に基づく甲の権利または地位を第三者へ譲渡すること。

⑶　第⑵項に基づいて、物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合せず、かつ、物件を不動産から撤去させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何等の異議また[redacted]行わない旨が記載された書面を提出させます。

⑷　物件に対した動産の所有権は、[redacted]底により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて当然で乙に帰属します。

第１２条（物件の所有権標示）

⑴　乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「所有権の標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、甲は、乙から要求があったときは、物件に所有権の標識を貼付します。

⑵　甲は、リース期間中、物件に貼付された所有権の標識を維持します。

第１３条（物件の点検・調査等）

乙または乙の指定した者が、物件の現状、保険及び税務保管状況を含む点検、調査をすることを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、甲はこれに応じます。

第１４条（権利保全）

⑴　第三者が物件について権利を主張し、または、保全処分をしてまたは強制執行等によりこの所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、この契約証書等乙の所有であることを証する書面を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害排除に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

⑵　乙が、この契約による権利を守り、もしくは証明するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、物件の搬出費用、弁護士費用その他一切の費用をこれに支払います。

⑶　この契約に関するこの権利保全を必要とする若干の事由が生じたときは、甲はこの請求により、乙の承諾する物件もしくは物件保全人を立てもしくは追加します。

第１５条（物件の品質等の不適合等）

⑴　物件の品質等の不適合があった場合、並びに、物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合を問わず、乙は一切の責任[redacted]

⑵　前項の場合、甲は、乙に対して、次の[redacted]のいずれかの方法によって、補修請求をするものとします。

①　甲は、売に対し直接請求することにより、甲の費用でその解決を行い、乙は、乙が必要と認める範囲で甲の権利行使に協力します。この場合、甲はリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

②　甲が乙所定の売買契約の解除を希望する場合には、乙は、甲との間で協議のうえ[redacted]ことにより、乙所定の売買契約上の買主としての地位（契約解除その他裏主と地位に基づく損害賠償及び解除権を含む。）及び物件の所有権を、第１７条に定める規定損害金（以下「規定損害金」という。）相当額を譲渡代金とし、その譲渡代金とこれに対する消費税等額の支払いを受けるのと引換えに甲に譲渡するよう努めるものとします。この場合、譲渡代金の支払完了と同時に[redacted]終了するものとします。

⑶　乙は、前項[redacted]に基づく権利譲渡（非常時）に協力の一環[redacted]として、この[redacted]に対する損害賠償を甲に[redacted]する場合[redacted]に関し、譲渡に係る損害賠償の存否、並びに[redacted]その金額及び履行[redacted]

第１６条（物件の滅失・損傷）

⑴　物件の搬入日からその返還までに、物件が滅失・毀損または盗難もしくは所有権の侵害を受け、または受けるおそれがあるときは、甲はその旨を直ちに乙に通知します。

⑵　前項の場合、甲は、乙の指示に従って、乙の費用で、物件の滅失・毀損または所有権の侵害を排除するか、または、乙の指定する物件と同等の価値を有する物件を乙に引渡すものとします。

⑶　物件が滅失したときは、甲は、乙の選択により、リース料の支払いを免れるか、または、乙の指定する物件と同等の価値を有する物件を乙に引渡すものとします。

⑷　物件が毀損したときは、甲は、乙の選択により、リース料の支払いを免れるか、または、乙の指定する物件と同等の価値を有する物件を乙に引渡すものとします。

⑸　前⑵項ないし前⑷項の場合において、甲が物件の滅失・毀損または盗難もしくは所有権の侵害を受けたことにより、乙が損害を受けたときは、甲は、乙の指示に従い、甲の費用と責任で物件を乙に返還します。

⑹　前項の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。

第１７条（規定損害金）

規定損害金の額は表⑸記載のとおりとし、リース期間の開始日から１ヶ月経過するごとに、残存する経過月数を遡及した金額とします。但し、遡及した期間に、リース料（最低期間の未払リース料を含む。）及びその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第１８条（物件の保険）

⑴　乙は、物件について乙が適当する保険会社と乙を被保険者とする表⑺記載の保険契約を締結し、保険料は乙が負担します。保険期間は原則[redacted]発行日から開始するものとします。

⑵　前項の保険において、塗装、甲の帰責または重大な過失、その他保険金額に影響を及ぼす事由等に関連する免責事項は不当保とします。

⑶　前二項に関し、表⑺に異なる内容を定めた場合には、表⑸の定めによることとします。

⑷　物件に保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要なすべての書類を遅滞なくご乙に交付するものとします。

⑸　前項により、保険金が支払われたときは、次の各号の場合に応じ、その定めに従います。

①　物件が滅損して修繕可能な場合には、乙は、甲は第１６条の規定に従い物件を修繕した場合に限り、当該修繕のために支払った費用に充てるため、乙が受取った保険金を限度として、甲の支払った費用を甲に支払います。

②　物件が滅失した場合には、甲は、乙が受取った保険金を限度として、当該物件に係る第１６条第⑶項の規定損害金の支払いを免れます。

第１９条（期限の利益喪失・契約解除）

⑴　甲に次の各号に該当する事由が一つでも発生したときは、乙からの通知、催告を要せず、甲は当然にこの契約に基づく甲の債務についての期限の利益を失うものとし、甲は、残存リース料（リース料総額から甲の等に支払ったリース料を控除した額）及びその他の未払金の全額を直ちに乙に支払います。

①　リース料の支払いを１回でも怠ったとき。

②　小切手もしくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を１回でも発生させたとき、その処支払いを停止したとき。

③　差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分などを受け、または破産、民事再生、会社更生、その他債務整理・事業再生に係る各手続開始もしくは開始原因の申立てがあったとき、または開始したとき。

④　事業の全部または重要な一部の譲渡、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じ、もしくはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

⑤　事実上営業を停止もしくは廃止したとき、または自己から解除停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。

⑥　甲が自然人の場合、死亡したとき、または補助、保佐、後見が開始したとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき。

⑦　この契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを１回でも怠ったとき。

⑧　乙以外の債権者に対する債務について期限の利益を喪失したとき、または乙以外の債権者に対して第三者が強制する強制について甲が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。

⑨　連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき。

⑩　甲（甲が死亡した場合は甲の相続人を含む。以下本号において同じ。）について実質による収益の移転禁止に関する法律等に基づく取引制限[redacted]ができなかったとき、または甲が相続の申告をしたこと[redacted]判明したとき。

⑪　以上に定めるほか、この契約の条項または乙との間のその他の契約の条項の一つにでも違反したとき。

⑫　甲に消滅合併に該当する事由が一つでも発生したときは、乙は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができます。

⑬　前項により、乙がこの契約を解除したときは、甲は、直ちに物件を第２１条の規定に基づき乙に返還するとともに、残存リース料及び[redacted]その他の未払金の合計額相当の損害賠償金を直ちに乙に支払います。

⑭　前項の場合、乙が物件の返還を不要と判断したときは、甲は乙の請求により規定損害金相当額の損害賠償金を直ちに乙に支払います。

⑮　乙は、第⑬項により甲が解除の権利を喪失した場合、または第⑫項によりこの契約が解除された場合、甲と乙において締結された一切の契約を同時に解除、または甲の乙に対するすべての債務について期限が喪失したものとみなすことができるものとします。

第２０条（物件の仮預かり）

甲が第⑲条第⑴項各号の一つにでも該当した場合、乙がこの契約を解除しない場合でも、乙の債権保全のため、甲は乙が物件を一時乙に預かる旨を承諾するものとします。

第２１条（物件の返還及び清算）

⑴　この契約が期間満了、解約解除その他の事由により終了したときは、甲は、物件の撤去（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状回復（甲が物件に装備したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。）したうえ、乙の指示に従い、その物件を乙の指定する場所に物件を返還します。なお、第１１条第⑵項により甲が所有権が留められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産を分離取去したうえ、その物件を乙の指定する場所に物件を返還します。また、甲は、甲の責任と負担で当該動産の全部または一部を乙に譲渡するものとします。

⑵　甲が物件の返還を遅延した場合に、乙から要求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料月割日額の損害金を支払うとともに、この契約の継続料に従い、甲及び甲の連帯保証人に対しても、この履行の遅滞の責任を生じるものとします。

⑶　甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による原状場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを拒絶したり、折れこたはできません。この場合、甲の責任と負担で引揚げのために要した一切の費用（非常上費用を含む。）は甲の負担とします。

⑷　第１９条第⑵項によりこの契約が解除された場合で、かつ第１８条第⑵項に従って物件の返還及び損害賠償金の支払いがなされたときは、乙はその選択により、その損害賠償金を規定として、物件を相当の基準に従って乙が評価した価額を差引いた金額（以下「清算金」という。）を甲に返還します。但し、この契約以外に甲の乙に対する債務がある場合には、その債務の額面のお何にかかわらず、乙は清算金をその債務に充当することができるものとします。なお、本項の規定は次条の再リースには適用されません。

⑸　第⑶項の場合、甲が物件を原状に回復しない場合で第⑪条第⑩項により甲の所有権が留められた動産が物件に付着しているときは、第⑪条第⑵項の規定にかかわらず、乙は甘解した動産の所有権を無償で取得することができ、甲はこれに対し異議または所有権侵害等の請求をすることができません。また、甲が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去がなされていない場合、乙は当該データを消去できるものとします。甲は乙のデータ消去に伴う損害を述べないとともに、乙がデータ消去に基づく一切の責任を乙に主張もしないものとします。なお、この場合、返還または引揚げ後にそのデータが漏洩したとしても乙は一切の責任を負いません。

⑹　甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を清算部分し、この契約継続終了に関連されている[redacted]当該物件の撤去処分に要[redacted]する費用、修理、保険等であって、この契約継続終了に関行されている[redacted]特定されたる場合も含む。）により清算額の算出が出た場合は、乙は同[redacted]清算用の全額又は一部の負担を求めることができます。

第２２条（再リース）

⑴　甲は、リース期間の満了に際し、この契約を終了させるか、引き続き物件をご乙から借り受ける（以下「再リース」という。）かを選択することができます。

再リースの条件は、甲は表⑴記載の再リース料を、乙の請求に従い、乙に支払うものとするほか、規定以下、リース期[redacted]満了時の[redacted]物件を相当の基準に従って乙が評価した金額とし、その他はこの契約と同一条件とします。なお、再リース契約の期間・解約その他期間の契約性質に関わり満了時に終了しても、支払済み最終再リース料は甲に返還されません。

⑵　前項により甲がこの契約を終了させるとき[redacted]は、リース期間が満了する３ヶ月前までに乙に対して書面でその旨を通知します。

⑶　甲から前項に基づく契約終了通知がないときは、リース期間の満了日の翌日をもって自動的に再リースに関する契約が成立し、甲は、第⑴項の再リース条件で引き続き物件を使用することができます。但し、リース期間が満了するまでに甲が第１９条第⑴項各号の一つにでも該当したとき、または第２３条第⑶項に該当したとき、もしくは乙が再リースをしない旨の通知を[redacted]表明したときは、再リースの契約[redacted]成立しないものとします。

⑷　甲は、再リースの期間満了に際しては、前二項の方法により、再リースを第⑴項記載の再リース条件で１年間[redacted]延長するか、または終了させるかを選択することができるものとし、乙[redacted]も同様とします。

第２３条（表明・確約事項）

⑴　甲及び連帯保証人は、乙に対し（再リース契約を含む。）の締結日において、自ら及びそれぞれの役員、重要な使用人、または[redacted]実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①　暴力団等の関与を実質的に関与していると認められる関係を有すること。

②　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③　自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

④　暴力団等に対して資金等を供給、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤　その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑥　甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員等もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①　暴力的な要求行為。

②　法的な責任を超えた不当な要求行為。

③　乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、もしくは乙の業務を妨害する行為。

⑤　その他前各号に準ずる行為。

⑦　甲、連帯保証人またはそれぞれの役員等が、暴力団等もしくは第⑴項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第⑴項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとし、解除に伴う損害については第１９条第⑶項から第⑸号まで、及び第２１条、第２４条から第２６条までが適用されるものとします。

⑧　前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または強制債務等に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第２４条（相続禁止）

甲は、この契約に基づく債務を、ことさらに乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第２５条（弁済の充当）

⑴　この契約に基づく甲の債務弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序、方法により充当することができ、甲はその充当に対して異議を述べません。

⑵　甲がこの契約のリース料等の支払いのため約束手形を乙に交付している場合には、この契約がリース期間満了前に終了した場合（解除による終了を含む。）において、乙は、この約束手形の内、未決済の手形を甲がその割引及び他の契約に基づく甲の一切の債務と同時に相殺されるまで担保として保全することができ、手形所持人としての一切の権利を行使することができます。

第２６条（遅延損害金）

甲は、この契約に基づく乙に対する金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いした場合の立替金の償還を怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその支払に至るまで、年[redacted]の割合で遅延損害金を乙に支払います。

第２７条（乙の権利の譲渡等）

乙はこの契約に基づく乙の権利、この契約上の地位、物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保権を設定することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。

第２８条（連帯保証人）

⑴　連帯保証人は、この契約及び再リース契約に基づき甲が乙に対して負担する現在及び将来の一切の債務（以下「主たる債務」という。）を本日保証し、甲と連帯して、債務履行の責に任じます。

⑵　乙が連帯保証人のいずれかに対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとします。

⑶　連帯保証人が破産開始を受けた場合、連帯保証人、この契約及び第２２条の再リース契約に基づく取引停止処分、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、事故による乙の事前の承認がなければ乙の権利と代位しません。

⑷　連帯保証人は、乙がその都合によって何の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び債務期限の猶予をしません。

⑸　連帯保証人が法人ではない場合には、以下の規定が適用されるものとします。

①　法人ではない連帯保証人の本体に基づく保証債務の履行は第⑴記載の規定損害金の当初算本額相当額とします。法人である連帯保証人に対しても、その保証債務に限定額は定めません。

②　甲は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。

ア　財産及び収支の状況

イ　主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ　主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

③　法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。

⑹　甲は、乙が連帯保証人に対して、甲のご乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第２９条（通知・報告事項）

⑴　甲または連帯保証人は次の各号に該当する事由が生じたときは、甲または連帯保証人は、直ちにその旨を書面で乙に通知します。

①　住所を移転したとき、商号もしくは氏名、代表者または組織もしくは理事を変更したとき。

②　合併、会社分割、重本金もしくは準備金の額の減少、営業の譲渡の変更、解散もしくは設立または実質的支配者の変更があったとき。

③　第１９条第⑴項第②号から第⑤号まで、及び第⑩号の事実の発生またはそのおそれがあるとき。

④　財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立てもしくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

⑵　甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、その事業の状況を説明し、前期算の財務書類その他乙の指定する資料書類を乙に提出します。

第３０条（通知の効力）

この契約に関しご乙が甲または連帯保証人に対して発した書面が、この契約締結記載の住所、または前条第⑴項により通知を受けた甲または連帯保証人の住所地に宛て出されたにもかかわらず、不着または延着となったときは、当該書面は通常要する日数で到達したものとします。

第３１条（特約条項）

⑴　表⑻記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

⑵　この契約と異なる内容は、表⑻の特約欄に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

第３２条（公正証書）

甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも、この契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

第３３条（合意管轄）

この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、静岡地方裁判所または乙が選択する乙の支店、営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

リース料等一括ご請求書

430-0946
静岡県浜松市中区元城町１０３－２

2023年 5月25日 発行

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
１１４番地の１

はましんリース株式会社

Ｔ Ｅ Ｌ 053-456-0611
Ｆ Ａ Ｘ 053-456-0623

契約番号	[redacted]	お支払総額	792,000円
契約日	2023年 5月12日	契約月数	48ヶ月
契約期間	2023年 5月24日	～	2027年 5月23日
支払日／支払方法	１回目は2023年6月11日に2回分口座振替にてお支払いください。 ２回目以降は2023年7月から毎月の11日に口座振替にてお支払いください。		
金融機関名	浜松磐田信用金庫 [redacted]		
口座種類	[redacted]	口座番号	[redacted]
口座名義人			
物件名	複合機 ＡＤＶ Ｃ３８３０Ｆ Ⅲ		

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳（リース料）			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
1	2023年 6月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	775,500
2	2023年 6月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	759,000
3	2023年 7月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	742,500
4	2023年 8月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	726,000
5	2023年 9月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	709,500
6	2023年10月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	693,000
7	2023年11月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	676,500
8	2023年12月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	660,000
9	2024年 1月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	643,500
10	2024年 2月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	627,000
11	2024年 3月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	610,500
12	2024年 4月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	594,000
13	2024年 5月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	577,500
14	2024年 6月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	561,000
15	2024年 7月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	544,500
16	2024年 8月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	528,000
17	2024年 9月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	511,500
18	2024年10月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	495,000
19	2024年11月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	478,500
20	2024年12月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	462,000
21	2025年 1月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	445,500
22	2025年 2月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	429,000
23	2025年 3月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	412,500
24	2025年 4月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	396,000
25	2025年 5月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	379,500
26	2025年 6月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	363,000
27	2025年 7月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	346,500
28	2025年 8月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	330,000
29	2025年 9月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	313,500
30	2025年10月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	297,000
31	2025年11月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	280,500
32	2025年12月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	264,000
33	2026年 1月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	247,500
34	2026年 2月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	231,000
35	2026年 3月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	214,500
36	2026年 4月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	198,000
37	2026年 5月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	181,500
38	2026年 6月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	165,000

リース料等一括ご請求書

2023年 5月25日 発行

契約番号 [redacted]

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳（リース料）			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
39	2026年 7月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	148,500
40	2026年 8月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	132,000
41	2026年 9月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	115,500
42	2026年10月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	99,000
43	2026年11月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	82,500
44	2026年12月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	66,000
45	2027年 1月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	49,500
46	2027年 2月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	33,000
47	2027年 3月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	16,500
48	2027年 4月11日	16,500	15,000	課税（10%）	1,500	0

2023年 3月 1日

430-0946
静岡県浜松市中区元城町１０３－２

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
１１４番地の１

はましんリース株式会社
担当者 [redacted]
TEL　053-456-0611
FAX　053-456-0623

リース期間満了通知書

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
　さて、現在ご利用頂いておりますリース（再リース）契約が下記の通り期間満了致します。
つきましては、原契約（当初締結したリース契約）に基づき再リース（リース期間延長）又は、リース終了（物件の返還）のいずれかをお選び頂き、下記記入要領に基づきご回答をお願い申し上げます。

敬具

現在のご契約内容	契約Ｎｏ.	FL19-0070-00	リース料	13,500円
	リース期間	2019年 5月23日　から　2023年 5月22日　まで　48ヵ月		
	代表物件名	複合機　ＡＤＶ　Ｃ３５３０ＦⅢ		

回答期限	2023年 3月末日

1．再リース（リース期間延長）を希望される場合

ご提出頂く書類はありません。
後日お送りする「再リース手続完了通知書（兼請求書）」により、再リース料のお支払いを
お願い致します。

再リース契約条件	再リース期間	2023年 5月23日　から　2024年 5月22日　まで　12ヵ月		
	再リース料（年額）	16,200円	消費税等額	1,620円
			お支払い総額	17,820円
	備考	①リース貸主は物件に関し損害保険を付保しません。 ②再リース契約が解除・解約その他理由の如何を問わず満了前に終了しても、支払済み未経過再リース料は返還されません。 ③リース（再リース）契約終了後、物件をご返還頂けない場合は、物件を相当の基準に従って当社が評価した金額をお支払い頂きます。 ④再リース契約には裏面の反社会的勢力排除条項が適用されます。現契約の満了日までに当該条項の適用に関し、書面による異議申し出がない場合には、当該条項を含めて再リース契約が締結されたものとして取り扱います。		
	お支払方法	2023年6月11日に口座振替にてお支払いください。		

2．リース終了（物件の返還）を希望される場合

同封のリース終了通知書に記入捺印のうえ、回答期日までにご返送願います。
［ご注意］　回答期日までにリース終了のお申し出がない場合には、上記再リース契約条件にて再リースのお申し出があったものとして手続きさせて頂きます。

貴社覚欄

☐ 再リース
☑ リース終了

お客様控

【反社会的勢力排除条項】

(以下の条項における文言の意味は原契約のとおりとします。[甲：はましんリース、乙：お客様])

(1)　乙および連帯保証人、およびそれぞれの役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当する場合、もしくは次の各号に該当した場合において、乙との取引を継続することが不適切であるときは、甲は催告を要せず、直ちに再リース契約を解除することができます。この場合、契約条件備考欄記載の条件②、③が適用されるほか、原契約における契約解除に係る条項が適用されるものとします。

①　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③　自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

④　暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤　その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)　乙および連帯保証人またはそれぞれの役員等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ったときも前項と同様とします。

①　暴力的な要求行為。

②　法的な責任を超えた不当な要求行為。

③　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、もしくは甲の業務を妨害する行為。

⑤　その他前各号に準ずる行為。

(3)　前二項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、甲は一切の責任を負担しません。

2023 年 3 月 9 日

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
１１４番地の１

はましんリース株式会社
担当者 [redacted] 様

御中

（リース借主）

住　　所　浜松市中区元城町103-2

氏　　名　浜松市議会 市民クラブ
（商号・代表者名）　会　長　平 間 良 明 [redacted]

（原契約のご契約印）

リース終了通知書

現在のご契約内容	契 約 Ｎ ｏ ．	[redacted]	リ ー ス 料	13,500 円
	リース期間	2019年 5月23日　から　2023年 5月22日　まで　48 ヵ月		
	代表物件名	複合機　ＡＤＶ　Ｃ３５３０ＦⅢ		

上記リース（再リース）契約の期間満了後、原契約（当初締結したリース契約）の約定に基づき、リース借主の責任と費用負担でリース物件を原状に回復（リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消滅も含む。）した上、直ちに貴社指定の場所へ返還致します。尚、返還費用はリース借主が負担します。

※この通知書はファクシミリでのご返送もお受け致します。
ぜひご利用下さい。

はましんリースＦＡＸ番号　：　053-456-0623

提　出　用

はましんリース使用欄

検　印	係

【反社会的勢力排除条項】

(以下の条項における文言の意味は原契約のとおりとします。[甲：はましんリース、乙：お客様])

(1)　乙および連帯保証人、およびそれぞれの役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当する場合、もしくは次の各号に該当した場合において、乙との取引を継続することが不適切であるときは、甲は催告を要せず、直ちに再リース契約を解除することができます。この場合、契約条件備考欄記載の条件②、③が適用されるほか、原契約における契約解除に係る条項が適用されるものとします。

①　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③　自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

④　暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤　その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)　乙および連帯保証人またはそれぞれの役員等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ったときも前項と同様とします。

①　暴力的な要求行為。

②　法的な責任を超えた不当な要求行為。

③　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、もしくは甲の業務を妨害する行為。

⑤　その他前各号に準ずる行為。

(3)　前二項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、甲は一切の責任を負担しません。

保守及び消耗品供給に関する契約書

浜松市議会 市民クラブ［ 会 長 斉 藤 晴 明 （以下『甲』という）と
新栄事務機株式会社　代表取締役　上　村　　篤　（以下『乙』という）とは、

下記の条項によりキヤノン電子複写機（以下『複写機』という）の保守および消耗品等の供給に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、複写機に対して乙が適切な操作方法を指導するとともに、複写機が正常な状態で稼働し得るように保守を行ない、複写機に必要な消耗品等（用紙を除く。以下同じ）を円滑に供給することを目的とする。

（契約対象物件および設置場所）

第２条　契約対象物件　　別表１
設置名称
住　　所

（契約期間）

第３条　契約期間は４年契約
令和５年５月２３日から令和９年５月２２日までとする。

（保守および消耗品等代金）

第４条　保守および消耗品等代金は、　別表１
※トナー込み。

（保守および消耗品等代金の請求）

第５条　乙は毎月ネット回線にて、複写カウントを確認し、
消費税及び地方消費税額を加算して甲が乙に支払うものとする。

（保守および消耗品等代金の支払）

第６条　甲は乙から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

２　甲は自己の責に帰すべき事由により保守および消耗品等代金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.8%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

（複写機の保守）

第７条　乙は複写機を甲が正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行う。

2　複写機が故障した場合は、甲の要請により、乙は技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3　乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ざる事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対し乙所定の料金を請求することができる。

（適用除外）

第８条　次の各号に該当した場合、乙は第４条の保守および消耗品等代金のほかに複写機の保守に要する費用を甲に対して請求することができる。

(1) 複写機が次の原因により故障、損傷した場合

① 乙の技術員以外の者による改造、修理、分解および加工

② 乙の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更

③ 乙所定以外の部品または消耗品等の使用

④ 乙指定の操作方法以外の方法による使用

⑤ 故意または重過失など甲の責に帰すべき事由

⑥ 火災、天災地変など乙の責によらぬ事由

(2) 乙所定のサービス地域に含まれない場所への移動をした場合

（消耗品等の供給）

第９条　ドラム・ディベロッパーは乙の技術員の点検または甲の通知に基づきコピー品質維持のために乙が必要と認めたとき、乙はこれを取替える。

2　その他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回または甲の申出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品等を供給する。

3　保守部品サービスの為に必要な補修用性能部品の最低保有期間は、製品の製造発売年月日から打切り後７年間になります。

（消耗品等の所有権）

第１０条　消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。

2　甲は消耗品等が（ドラムユニット）乙の所有であることを示す表示等を毀損または、消耗品等 を他に流用する行為をしてはならない。

3　甲は前2項に反し、乙に対し損害を与えたときは、その賠償の責に任ずる。

（ドラムユニットの所有権）

第１１条　乙は本契締結時にドラムユニットを複写機に装着し、これを甲に貸与し第４条を行うものとする

2　ドラムユニットの所有権は、乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し使用する

3　乙は本契約が終了した場合、複写機に装着されているドラムユニットを引き取ることができるものとする

（設置場所の変更）

第１２条　甲は第2条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知する。この場合、複写機の移動は乙が実施する。甲は移動・設置・調整等、設置場所の変更に要する費用を乙に対して支払う。

（権利・義務の譲渡）

第１３条　甲または乙は、この契約によって生ずる権利、若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、相手方の承認を得た場合はこの限りではない。

（機密の保持）

第１４条　乙は保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を、外部に漏らしたりまたは他の目的に利用してはならない。

本条の定めは本契約終了後２年間有効に存続するものとします。

（料金改訂）

第１５条　経済変動その他相当の事由により乙が保守および消耗品等代金を改訂する必要が生じた場合、乙は甲に対して１カ月前に文書によりその旨を通知し、甲乙協議の上決定する。

（契約の解約）

第１６条　甲または乙は、正当な理由がある場合には、１カ月前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

（契約の解除）

第１７条　甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

２　前項によりこの契約が解除された場合、甲または乙はこれによる蒙る相手方の損害については共にその責を負わない。

（残存消耗品等の返還）

第１８条　第3条、第15条または第16条により、この契約が終了した場合、甲は残存消耗品等を速かに乙に返還しなければならない。

（そ の 他）

第１９条　この契約に定めのない事項およびこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

（暴力団排除のための協力）

第２０条　　乙は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

２　　乙は、この契約に関する下請その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、乙を通じて甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

本記契約の証として本書２通を作成して、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

令和５年　５月　２３日

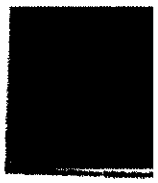
甲　〒437-[redacted]浜松市中区元城町103-2
[redacted]市民クラブ
[redacted]藤晴明

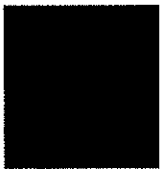
乙　住所　浜松市東区北島町２５－５番地
[redacted]株式会社
氏名　代表取締役[redacted]上村[redacted]

別表１

契約対象物件、設置場所及び使用料金（単位：円）

機種及び数量	設置場所 （所在地・事業所名）	適用価格
IR ADV DX C 3830F Ⅲ ２段カセットペディスタル AW1 ファックス付 プリンター付 本体機番 No. 4BS08723	住所 静岡県浜松市中区元城町 103-2 TEL 053-457-2496 設置場所 浜松市役所本庁 ８階	ﾓﾉｸﾛ・ｶﾗｰｺﾋﾟｰ・ﾌﾟﾘﾝﾄ 合算基本料金 ￥２，８００円（税別） 保守料金 モノクロコピー料金 モノクロプリント料金 一律１枚　@2.80 ２色コピー料金 ２色プリント料金 一律１枚　@6.00 カラーコピー料金 カラープリント料金 一律１枚　@15.00 （1 枚に付） (以上トナー込み) （税別





御　見　積　書

No　12-2304011-01
見積日　2023年5月1日

市民クラブ　様
ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品
OA機器・デジタル製品・システム開発
新[redacted]機[redacted]会社
代[redacted]上村[redacted]
本[redacted]静岡県浜松市[redacted]
TEL:053-463-9159
FAX:053-464-0589
URL　http://h-shin-ei.co.jp/

件　　名：複写機
受渡期間：別途指定日
受渡場所：浜松市議会　市民クラブ
取引方法：4年リース
有効期限：発行日より一ヶ月間

御見積金額(税込)
¥717,420

担当：[redacted]

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
キヤノン複写機 IRADVDXC3830F	キヤノン ADV C3830FIII	1	台		1,880,000	1,880,000
2段カセットペディスタル	キヤノン AW1	1	台		160,000	160,000
搬入・設定費		1	式		43,500	43,500
特別値引き		1	式		-1,431,300	-1,431,300
モノクロ・カラーコピー・プリント合算基本料金	月額¥2,800					
モノクロコピー・プリント保守料金	一律　1枚/2.80					
2色コピー・プリント料金	一律　1枚/6.00					
カラーコピー・プリント保守料金	一律　1枚/15.00					
				小計		¥652,200
				消費税 合計		¥65,220
				合計		¥717,420

備　考
※月額リース税別¥15，000※契約期間令和5年5月23日～令和9年5月22日まで　4年間(48カ月)

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

Canon

imageRUNNER ADVANCE DX C3835F/C3830F/C3826F

1分間に出力する枚数.

商品価格・仕様一覧表

INDEX

■ 2P…商品価格表
■ 5P…仕様一覧表

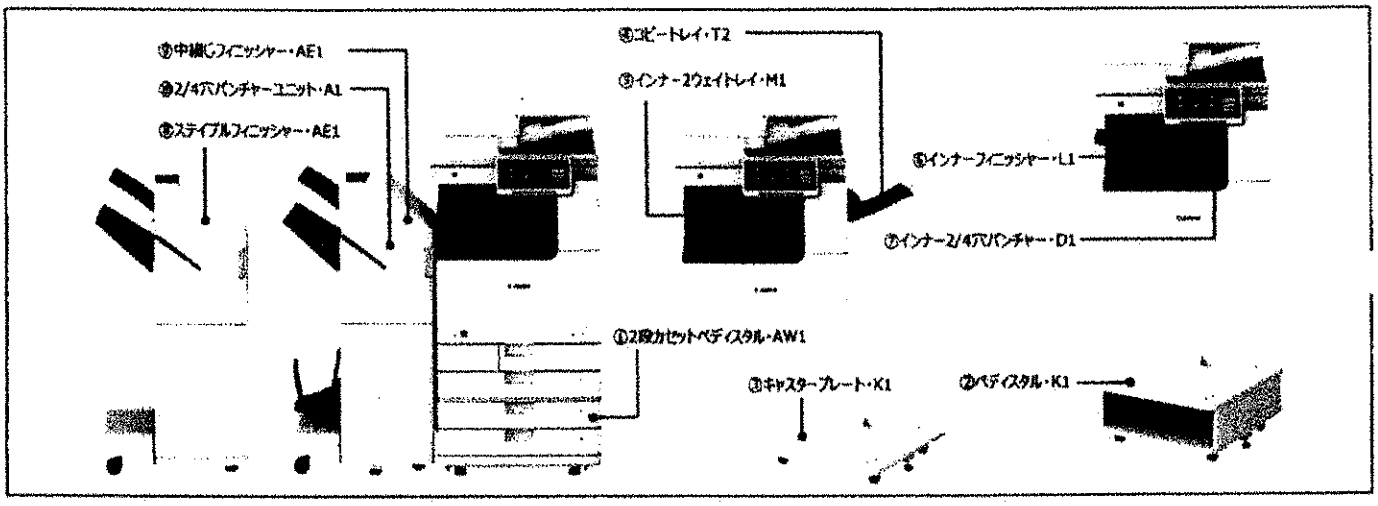
■機械本体価格（税別）

名　称	商品コード	標準価格	連続出力速度	ADF機能	LIPS LX プリンター機能	SEND機能	アドバンスド ボックス機能	FAX機能	同梱トナー
iR-ADV C3835F	4912C001	2,120,000円	カラー　35枚/分 モノクロ 35枚/分	両面 同時読み取り	○	PDF*1 XPS*2 JPEG TIFF	○	○	C、M、Y、Bk 各1ケ
iR-ADV C3830F	4913C001	1,880,000円	カラー　30枚/分 モノクロ 30枚/分						
iR-ADV C3826F	4914C001	1,570,000円	カラー　26枚/分 モノクロ 26枚/分	両面 反転読み取り					

※上記はすべて複合機（100V 15A）です。
※但し、感光体などの消耗品は本体価格に含まれておりません。別途保守サービス契約が必要です。詳細については担当セールスにお問い合わせください。
※SSD暗号化機能・PDFダイレクトプリント機能・ウェブブラウザー機能・アウトラインPDF生成機能・リーチャブルPDF/XPS生成機能・OOXML（PowerPoint、Word）生成機能・ユーザー署名PDF/XPS生成機能は標準装備されております。
*1　高圧縮、Web表示に最適化したPDF,PDF/A-1b、暗号化、検証署名　*2　高圧縮、機器署名

■本体関連オプション価格（税別）

商品名	商品コード	標準価格	取付料	備　考
給紙系				
①2段カセットペディスタル・AW1	4917C003	160,000円	2,000円	2段カセットペディスタル。640枚（64g/m²）×2段。
②ペディスタル・K1	9100A022	53,000円	—	収納スペースを備えたペディスタル。
③キャスタープレート・K1	9100A023	32,000円	—	キャスター付き底板。
排紙系				
④コピートレイ・T2	4918C002	6,500円	—	右排紙するための拡張排紙キットとトレイ
⑤インナー2ウェイトレイ・M1	4034C001	12,000円	—	胴内排紙部を上下2つに分けるトレイ。
⑥インナーフィニッシャー・L1	4000C001	140,000円	3,000円	内蔵型フィニッシャー。ソート、グループ、ステイプル（コーナー/ダブル）をすることができます。また、手動でステイプル留めをしたり、ステイプルの針を使わないで用紙を留めたりすることもできます。
⑦インナー2/4穴パンチャー・D1	4002C001	66,500円	2,000円	内蔵2穴/4穴パンチャー。装着には「インナーフィニッシャー・L1」が必要です。
⑧ステイプルフィニッシャー・AE1	4921C002	280,000円	2,000円	ソート、グループ、ステイプル（コーナー/ダブル）をすることができます。また、手動でステイプル留めをしたり、ステイプルの針を使わないで用紙を留めたりすることもできます。 バッファーパスユニットは同梱されております。
⑨中綴じフィニッシャー・AE1	4922C002	450,000円	3,000円	ソート、グループ、ステイプル（コーナー/ダブル/中とじ）、サドル折りをすることができます。また、手動でステイプル留めをしたり、ステイプルの針を使わないで用紙を留めたりすることもできます。 バッファーパスユニットは同梱されております。
⑩2/4穴パンチャーユニット・A1	0126C002	66,500円	2,000円	内蔵2穴/4穴パンチャー。装着には「ステイプルフィニッシャー・AE1」「中綴じフィニッシャー・AE1」が必要です。



令和5年度Zoom利用			
日時		利用者(招待者)	会議
8月29日(火)	12:00～	北野谷	会派打合せ(岩田議員Zoom参加)
9月22日(金)	9:30～	北野谷	決算打合せ(岩田議員Zoom参加)

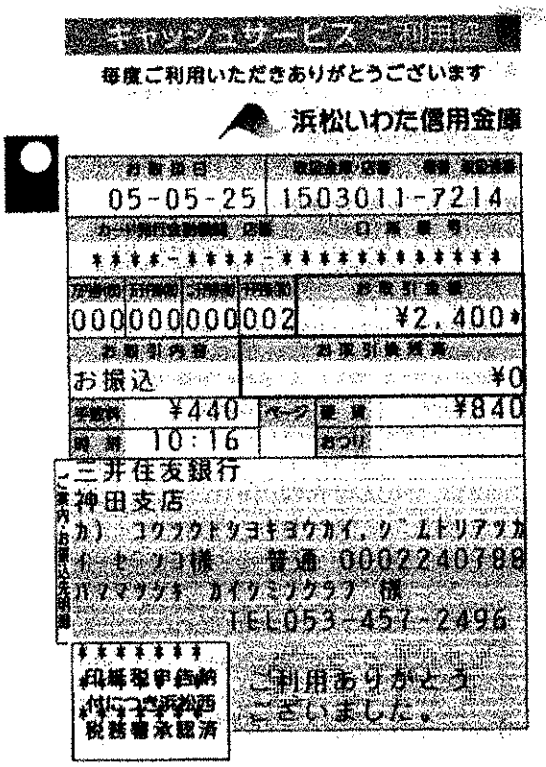
(1)

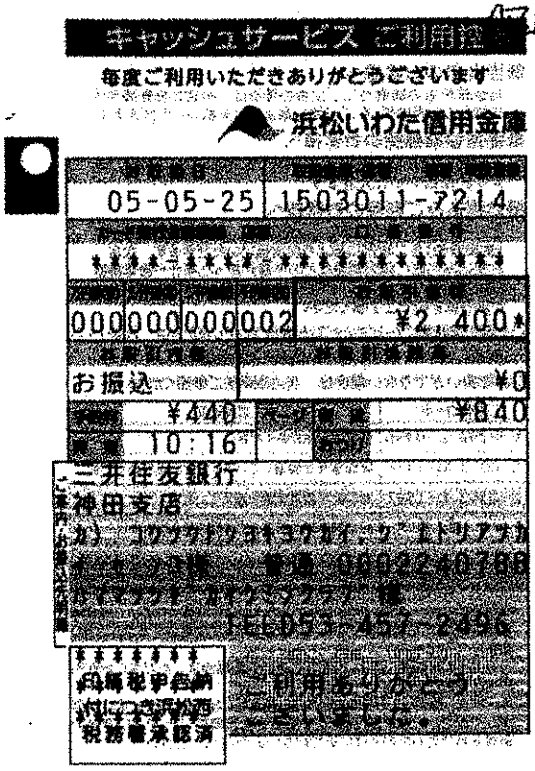
支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額				¥	2	8	4	0

但し　令和5年版市議会手帳3冊購入
㈱交通図書協会へ振込

内訳　手帳3冊×800円=2,400円　2,400
振込手数料(現金扱い、ATM、5万円未満、他行宛)　440
合計　2,840


キャッシュサービス　ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
05-05-25　1503011-7214
000000000002　¥2,400
お振込　¥0
¥440　¥840
10:16
三井住友銀行
神田支店
普通　0002240788
TEL053-457-2496
ご利用ありがとうございました。


キャッシュサービス　ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
05-05-25　1503011-7214
000000000002　¥2,400
お振込　¥0
¥440　¥840
10:16
三井住友銀行
神田支店
普通　0002240788
TEL053-457-2496
ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和5年5月25 日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

① 納 品 書

2023 年 5月 22日

浜松市議会 市民クラブ 御中

株式会社 交通図書協会
代表取締役 高 [redacted]
〒101-0032 東京都千代田区岩本町Ⅱ3F
TEL：03-3861-645 [redacted] -6506

5102

●下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
令和5年版市議会手帳名入れ無	3	冊	800	2,400	

摘要：

合計	税抜		税額		総額	2,400

請 求 書

2023 年 5月 22日

浜松市議会 市民クラブ 御中

株式会社 交通図書協会
代表取締役 高 [redacted]
〒101-0032 東京都千代田区岩本町Ⅱ3F
TEL：03-3861-645 [redacted] -6506

〔銀行名〕三井住友銀行 神田支店〔口座番号〕普通 8540788
〔口座名〕株式会社 交通図書協会（事務取扱い）全国市議会議長会口

5102

●下記の通りご請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
令和5年版市議会手帳名入れ無	3	冊	800	2,400	

摘要：

合計	税抜		税額		総額	2,400

領 収 書

2023 年 5月 25日

浜松市議会 市民クラブ 御中

株式会社 交通図書協会
代表取締役 高 [redacted]
〒101-0032 東京都千代田区岩本町Ⅱ3F
TEL：03-3861-645 [redacted] -6506

5102

●下記正に領収致しました。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
令和5年版市議会手帳名入れ無	3	冊	800	2,400	

摘要：

合計	税抜	-783-	税額		総額	2,400

(1)

御　見　積　書

2023 年 5 月 22日

見積No.

浜松市議会 市民クラブ　様

令和5年版 市議会議員手帳

下記の通り御見積り申し上げます。

株式会社交通図書社
代表取締役 高橋一実
〒101-0032
東京都千代田区岩本町2丁目6-2
リブラ岩本町ビル 3階
電話 03-3861-6451 FAX 03-3861-6506

納入期日：　　年　　月　　日
納入場所：
取引方法：
有効期限：　　年　　月　　日

合計金額	¥2,400

5102

内容・仕様	数量	単位	単価	金額
令和5年版市議会手帳名入れ無	3	冊	800	2,400
合計				2,400

(1)

会派名　浜松市議会 市民クラブ

提出期限：令和５年５月１５日（月）
提 出 先：議会総務課　柏木

令和5年版市議会手帳購入申込書（編集:全国市議会議長会）

◎下記のとおり申し込みます。

1.表紙種類及び部数　◎単価は市名入り・無しとも800円(税込)です。◎市名入り追加は令和4年9月末日までです。

5/8	追加1回目	市名入り	— 部	— 円
		市名無し	3 部	2400 円
	合計		3 部	2400 円

※消費税込・送料込

2.代金支払い方法

手帳送付時に請求書を同封いたしますので、手帳受領後に下記の口座にお振込み下さい。

＜銀行名＞三井住友銀行　神田支店　＜口座番号＞普通　２２４０７８８

かぶしきかいしゃこうつうとしょきょうかい じむとりあつかい ぜんこくしぎかいぎちょうかいぐち

＜口座名＞株式会社交通図書協会　事務取扱い　全国市議会議長会口

3.必要書類

見積書・納品書・請求書・領収書の枚数、部数、金額などの内訳(振分け)が必要な場合は、ご要望をご記入下さい。ご指示がない場合は、納品書・請求書各1通を同封します。

※各種書類の日付、宛名は空欄になります。

※市専用用紙をご使用の場合は、その旨ご記入下さい。

必要書類(初回用)		枚数	内 訳
✓	見 積 書	1	
✓	納 品 書	1	
✓	請 求 書	1	
✓	領 収 書	1	

4.納品時期について　納品時期は令和４年12月上旬頃を予定しております。

5.通信欄　その他要望や発送時期のご希望などご記入下さい。

6.お問合せ先

(株)交通図書協会 高橋　TEL 03-3861-6451　Fax 03-3861-6506
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-16-2 リブラ岩本町Ⅱ 3階

「令和5年版市議会手帳」の追加注文を行いますので、
大変お手数ですが、購入希望がありましたら、
会派にて取りまとめの上、以下のとおり、購入申込書の
ご提出をお願いいたします。

※市名は入りません。
※購入申込書の「3必要書類」のご記入もお願いします。

・提出期限　令和5年5月16日(月)
・提出先　議会総務課　柏木

①

全議Ｊ１第36号
令和４年８月31日

全国市議会議長会
事務総長　橋　本　嘉　一

令和５年版市議会手帳のご案内

平素より、本会の運営につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和５年版の市議会手帳につきまして下記のとおりご案内いたします。

記

令和５年版市議会手帳

1　内容・形状　…　令和４年版市議会手帳に準ずる
　　※表紙は、「令和５年 市議会手帳」となります。
2　単　　価　…　800円（消費税込・送料込）
3　送付時期　…　令和４年12月上旬頃予定
4　申込み方法　…　別紙申込書をFAXにて(株)交通図書協会宛にお送りください。
5　申込み期限　…　令和４年９月16日(金)
6　発送方法　…　宅配便等にて(株)交通図書協会から発送します。
7　代金支払方法　…　振込手数料につきましてはご負担をお願いいたします。
　　振込先　三井住友銀行 神田支店　普通預金　2240788
　　口座名義　株式会社交通図書協会　事務取扱い
　　全国市議会議長会口

※　市議会手帳は、在庫に限りがあります。令和５年中に改選予定の市は、予め見込みの部数で多めにご注文いただきますようお願いいたします(返品不可)。
　また、令和４年10月１日以降のご注文は、表紙に市名は入りませんので、予めご了承ください。

【お問合せ先】
・申込み・発送日・代金の振込み等に関すること
　(株)交通図書協会　[redacted]　Tel. 03-3861-6451　Fax 03-3861-6506
　〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-16-2　リブラ岩本町Ⅱ 3階
・市議会手帳に関すること
　全国市議会議長会　総務部　[redacted]　Tel. 03-3262-5233

【留意事項】
・令和６年版市議会手帳の価格改定について
　各資材の高騰、発行総部数減少の影響により、令和６年版から1,000円(消費税込・送料込)に価格を改定いたしますので、ご留意ください。
　なお、令和４年11月に価格の改定について、改めてご案内いたします。

(2)

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	2	0	0

但し　消しゴム2個

FamilyMart 浜松市役所/S店

FamilyMart

浜松市役所／S店
静岡県浜松市中区元城町１０３番地の２
電話：053-450-0650

領収証

２０２３年 5月２５日

浜松市議会 市民クラブ 様

¥200－

（１０％対象 ¥200）

但し 消しゴム 2個

税抜商品額 ¥１８２
消費税等 ¥１８

上記正に領収いたしました

[redacted]

<本証取扱い上のお願い>
財布等に入れ保管される場合、印字面を内側に折って保管して下さい。

レジ 2-6770　　責No. 009

(写し)

FamilyMart

浜松市役所／S店
静岡県浜松市中区元城町１０３番地の２
電話：053-450-0650

領収証

２０２３年 5月２５日

浜松市議会 市民クラブ 様

¥200－

（１０％対象 ¥200）

但し 消しゴム 2個

税抜商品額 ¥１８２
消費税等 ¥１８

上記正に領収いたしました

[redacted]

<本証取扱い上のお願い>
財布等に入れ保管される場合、印字面を内側に折って保管して下さい。

レジ 2-6770　　責No. 009

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和5年5月25 日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

浜松市議会

(2)

領　収　書

市民クラブ　様

金額（消費税込）¥ 330-

※上記金額欄に記載がない場合は、
レシートの合計金額が領収金額です

1. レシートに対象外の商品が含まれる場合は、
金額はお客様がご記入ください。
2. ご返金・交換の際には領収書が必要となります。
3. 領収書の再発行はいたしかねます。

Seria 株式会社セリア
本　　社　岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
〒503-0934　TEL 0584-89-8858(代)
FAX 0584-89-7523

Seria

領収書

ベイシア浜松雄踏店　2695
TEL053-488-4436　ﾚｼﾞ1　44906
2023/05/30(火)　17:50
ﾃｰﾌﾟふせん紙25mmx5mﾊﾟｽﾃﾙ2P　100
ｲﾝﾃﾞｯｸｽふせん49x22mm　100
角丸ふせん紙　15×50mm5P　100
小計　3点　300
消費税　30
合計　¥330
10%対象　330(内 税額　30)
お預り　¥1,030
お釣り　¥700

(写し)

Seria

領収書

ベイシア浜松雄踏店　2695
TEL053-488-4436　ﾚｼﾞ1　44906
2023/05/30(火)　17:50
ﾃｰﾌﾟふせん紙25mmx5mﾊﾟｽﾃﾙ2P　100
ｲﾝﾃﾞｯｸｽふせん49x22mm　100
角丸ふせん紙　15×50mm5P　100
小計　3点　300
消費税　30
合計　¥330
10%対象　330(内 税額　30)
お預り　¥1,030
お釣り　¥700

(4)

領収書

No. [redacted]

浜松市議会 市民クラブ 様　　令和5年6月12日

金額			¥	2	2	3	3	0	-

内
消費税等

但 3スクリーン印刷

上記正に領収いたしました

現金	レ		
小切手			

文具・[redacted]務機器
有限会社 マーケ[redacted]工一
〒433-81[redacted]
浜松市中[redacted]2号
TEL 〈[redacted]〉[redacted]2代)
FAX 〈053[redacted]〉[redacted]

[redacted]

④

請求書兼納品書

お客様コード [redacted]　　伝票No. [redacted]

2023 年 5 月 31 日

〒430-8652
静岡県浜松市中区元城町１０３－２
浜松市役所内
浜松市議会　市民クラブ　　様

アスクル
TEL 053-457-2496　　FAX 053-457-2486

有限会社 マックオーエー [redacted]
〒433-8122　浜松市中区上島6丁目25番22号
TEL:<053>475-2102　FAX:<053>475-2105

振込先:静岡銀行上島支店　当座 No. 305575
浜松磐田信用金庫上島支店　当座 No. 000510
※恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担下さい。
担当者：

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しますので御査収下さい。

コード・商品名	数量	単位	単価	金額	備考
99-110 アスクルお買い上げ　5月	1		22,800	22,800 *	10%
88-888 軽減税率8%	1		3,847	3,847 *	8%軽

課税対象額	24,291	消費税合計	2,356			合　計	26,647
10%対象	20,728	税10%分	2,072	計	22,800		
8%軽分	3,563	税8%軽分	284	計	3,847	*は税込金額です。	

のね 22330円

御見積書 ④

パプリ

浜松市議会　市民クラブ　御中

[redacted] 様

下記の通り御見積り申し上げます。

お届け先:

貴社ご指定の住所

御見積り金額(税込): ¥4,760

見積書発行日 2023年05月01日

発行元:

アスクル担当販売店
アスクル株式会社
（登録番号　T5010601030357）

[redacted]

お問い合わせ先:

アスクル株式会社(登録番号　T5010601030357)
〒135-0061　東京都江東区豊洲3丁目2-3
豊洲キュービックガーデン
パプリ(旧アスクルスピードプリントセンター)
フリーダイヤル:0120-345-913

お問い合わせ番号: [redacted]

No.	お申込番号	商品名	数量	単価	小計
1	7054200	フリーサイズ印5x30mm	5	(税込) ¥952	(税込) ¥4,760

※本見積書の価格及び仕様は予告無く変更される場合がございます。	商品代金合計(税込)	¥4,760
	配送料合計(税込)	¥0
	総合計(税込)	✓ ¥4,760

- 御見積の価格は、本サービスのご利用時点における 商品等の価格であり、正式なご注文時には、価格、仕様等の記載事項が変更となる場合がございますので予めご了承ください。
- 1回のご注文金額合計がパプリ(旧アスクルスピードプリントセンター)の商品で1,000円(税込)未満の場合、別途送料300円(税抜き)をご負担いただきます。
- 商品お届け日につきましても、正式なご注文を承った日時より起算したお届け日とさせていただきます。(大口のご注文や納入場所などにより、お届け日に商品をお届けできない場合等もございます。)
- 本見積書の交付をもって、受注や商品のお届けをお約束するものではございません。ご注文の際にお支払方法等についてご相談させていただく場合もございます。
 キャンペーン対象期間におけるキャンペーン価格での御見積りの場合には、当該キャンペーン終了後のご注文につきましては御見積書記載の金額が変更になることがございます。
- 本見積書では、発行元にアスクル担当販売店とアスクル株式会社が併記されておりますが、正式にご注文される場合の商品のご注文先および代金のお支払先はアスクル担当販売店となります。

パプリ(旧アスクルスピードプリントセンター)でのご注文ご利用方法についてのお問い合わせはこちら

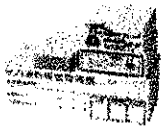
パプリお問い合わせセンター
0120-345-913
受付時間:午前9時～午後6時(日・祝日除く)
※050で始まるIP電話からは 03-6731-7896
(通話料はお客様ご負担となります)

お申込み商品
デザイン入力内容一覧

商品No.1

お申込内容
・フリーサイズ印(木製台木)

お申込数量
・1個

商品名	フリーサイズ印(木製台木)
品目名	フリーサイズ印
スタンプサイズ	縦　5mm　×　横　30mm
部材	
商品イメージ	大城七瀬　　大 城 七 瀬

商品イメージにつきまして、一部の商品は、実際に入力されたものとは違うものが表示されます。
また、商品イメージは実物大ではございませんので、ご了承ください。

商品No.2

お申込内容
・フリーサイズ印(木製台木)

お申込数量
・1個

商品名	フリーサイズ印(木製台木)
品目名	フリーサイズ印
スタンプサイズ	縦　5mm　×　横　30mm
部材	
商品イメージ	石津陽子　　石 津 陽 子

商品イメージにつきまして、一部の商品は、実際に入力されたものとは違うものが表示されます。
また、商品イメージは実物大ではございませんので、ご了承ください。

商品No.3

お申込内容
・フリーサイズ印(木製台木)

お申込数量
・1個

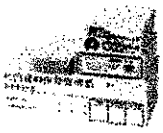
商品名	フリーサイズ印(木製台木)
品目名	フリーサイズ印
スタンプサイズ	縦　5mm　×　横　30mm
部材	
商品イメージ	花井洋介　　花 井 洋 介

商品イメージにつきまして、一部の商品は、実際に入力されたものとは違うものが表示されます。
また、商品イメージは実物大ではございませんので、ご了承ください。

商品No.4

お申込内容
・フリーサイズ印(木製台木)

お申込数量
・1個

商品名	フリーサイズ印(木製台木)
品目名	フリーサイズ印
スタンプサイズ	縦　5mm　×　横　30mm
部材	
商品イメージ	岩田邦泰　　岩田邦泰

商品イメージにつきまして、一部の商品は、実際に入力されたものとは違うものが表示されます。
また、商品イメージは実物大ではございませんので、ご了承ください。

商品No.5

申込内容
・フリーサイズ印(木製台木)

お申込数量
・1個

商品名	フリーサイズ印(木製台木)
品目名	フリーサイズ印
スタンプサイズ	縦　5mm　×　横　30mm
部材	
商品イメージ	鈴木真人　　鈴木真人

商品イメージにつきまして、一部の商品は、実際に入力されたものとは違うものが表示されます。
また、商品イメージは実物大ではございませんので、ご了承ください。

ご注文内容(控え) ④

ご注文ありがとうございます。以下の内容にてご注文を受付けいたしました。　　アスクル株式会社

ご注文日:2023/05/01　　ご注文受付時間:14:28:36

ご登録電話番号:053-457-2496

会社名 部署名:浜松市議会　市民クラブ

ご注文担当者名:[redacted]

ご注文金額合計(税込):　¥6,513

オーダー管理番号　ADCSXSUR

No.	お申込番号	商品名	数量	単価	小計
1	677223 ◎	コクヨ　ノート式帳簿　金銭出納帳　科目なし　A5　チ-51	3	(税抜き) ¥228 (税込) ¥250	(税込) ¥750
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/02(火)			
2	560347 ◎	リス くず入れ 角型 18L ゴミ箱 ブラック 1個(20Lゴミ袋対応)デスクサイド ダストボックス 幅192×奥行340×高さ	1	(税抜き) ¥519 (税込) ¥570	(税込) ¥570
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/02(火)			
3	5320890 ◎	カシオ計算機 カラフル電卓 ペールピンク MW-C20C-PK-N	1	(税抜き) ¥980 (税込) ¥1,078	(税込) ¥1,078
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/02(火)			
4	5320924 ◎	カシオ計算機 カラフル電卓 レイクブルー MW-C20C-BU-N	1	(税抜き) ¥980 (税込) ¥1,078	(税込) ¥1,078
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/02(火)			
5	X834566 ◎	KIOXIA USBフラッシュメモリ KUS-2A064GW 1個	2	(税抜き) ¥1,537 (税込) ¥1,690	(税込) ¥3,380
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/08(月)			

クーポン番号	クーポン名	値引き額(税込)
92A9067	アスクル 5000円以上のご注文で5%OFFクーポン!!	¥-343

値引き対象商品代金合計(税込)	¥6,856
値引き額(税込)	¥-343
値引き対象外商品代金合計(税込)	¥0
商品代金合計(税込)	¥6,513
配送料合計(税込)	¥0
ご注文金額合計(税込)	¥6,513

ご注文内容(控え) ④

ご注文ありがとうございます。以下の内容にてご注文を受付けいたしました。

アスクル株式会社

ご注文日:2023/05/08　　ご注文受付時間:15:42:43

ご登録電話番号:053-457-2496

会社名 部署名:浜松市議会　市民クラブ

ご注文担当者名:[redacted]

ご注文金額合計(税込):　¥8,119

オーダー管理番号　ADCUETKN

No.	お申込番号	商品名	数量	単価	小計
1	007093 ◎	コクヨ　ファイルボックス-FS　Tタイプ A4ヨコ　背幅102mm　グレー　A4-LFT-M　1袋(10冊入)	2	(税抜き) ¥2,657 (税込) ¥2,922	(税込) ✓ ¥5,844 -392
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/09(火)			-392
2	3443166 ◎	アスクル　個別フォルダー　A4　5山 クラフト　25枚 オリジナル	1	(税抜き) ¥794 (税込) ¥873	(税込) ✓ ¥87 -43.6
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/09(火)			-44
3	8544161 ◎	マックス 軽あけパンチスクーバ 15枚あけ ホワイト DP-15T	1	(税抜き) ¥946 (税込) ¥1,040	(税込) ✓ ¥1,040 -52
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/09(火)			
4	J932888 ◎	リヒトラブ ブックスタンド スリム2段 白 G1630-0	1	(税抜き) ¥719 (税込) ¥790	(税込) ✓ ¥790 -39.4
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/09(火)			-40

クーポン番号	クーポン名	値引き額(税込)
92A9067	アスクル 5000円以上のご注文で5%OFFクーポン!!	¥-428

値引き対象商品代金合計(税込)	¥8,547
値引き額(税込)	¥-428
値引き対象外商品代金合計(税込)	¥0
商品代金合計(税込)	¥8,119
配送料合計(税込)	¥0
ご注文金額合計(税込)	✓ ¥8,119

ご注文内容(控え) ④

ご注文ありがとうございます。以下の内容にてご注文を受付けいたしました。

アスクル株式会社

ご注文日:2023/05/16　　ご注文受付時間:14:03:30

ご登録電話番号:053-457-2496

会社名 部署名:浜松市議会　市民クラブ

ご注文担当者名:[redacted]

✓ 政治費 3,093 △154.65 = [redacted]

○ 会派費 4,540 △227.2 = 4,312

7,255

ご注文金額合計(税込): ¥7,255

オーダー管理番号 ADCWYLTB

No.	お申込番号	商品名	数量	単価	小計
1	1278626 ◎	アスクル カラーインデックス A4タテ インデックスシート 2穴 10山 PP製 1袋 (10組) オリジナル	1	(税抜き) ¥2,093 (税込) ¥2,302	(税込) ✓ ¥2,302 -115 -15
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			
2	6215807 ◎	フリクション替芯(単色用) 0.7mm ブラック 黒 3本 LFBKRF30F3B パイロット	1	(税抜き) ¥270 (税込) ¥297	(税込) ✓ ¥297 -14.85 -15
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			
3	6215825 ◎	フリクション替芯(単色用) 0.7mm ブルー 青 3本 LFBKRF30F3L パイロット	1	(税抜き) ¥270 (税込) ¥297	(税込) ✓ ¥297 -14.85 -15
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			
4	297476 ◎	【ガムテープ】クラフトテープ No.313 黄土 幅50mm×長さ50m 313-50 ニチバン 1巻	1	(税抜き) ¥180 (税込) ¥197	(税込) ✓ ¥197 -9.85 -10
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			✓ -154.65 -155
5	5372484 ◎	[redacted]	1	(税抜き) ¥2,199 (税込) ¥2,374	(税込) ○ ¥2,374 -118.7 -119
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			
6	2489554 ◎	[redacted]	1	(税抜き) ¥287 (税込) ¥315	(税込) ○ ¥315 -15.75 -16
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			
7	AH96437 ◎	[redacted]	1	(税抜き) ¥913 (税込) ¥985	(税込) ○ ¥985 -49.25 -50
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			○ -227.2 -227

ウラトッポ

(4)

オーダー管理番号	ADCWYLTB				
No.	お申込番号	商品名	数量	単価	小計
8	2009168 ◎ [redacted]	[redacted]	1	(税抜き) ¥806 (税込) ¥870	(税込) ¥870 -435 -44
	コメント欄:	ご注文時のお届け日:2023/05/17(水)			

クーポン番号	クーポン名	値引き額(税込)
92A9067	アスクル 5000円以上のご注文で5%OFFクーポン!!	¥-382

値引き対象商品代金合計(税込)	¥7,637
値引き額(税込)	¥-382
値引き対象外商品代金合計(税込)	¥0
商品代金合計(税込)	¥7,255
配送料合計(税込)	¥0
ご注文金額合計(税込)	✓ ¥7,255

【お届け先情報】

会社名 部署名:浜松市議会　市民クラブ

お受取担当者名:[redacted]

ご住所:430-0946　静岡県浜松市中区元城町103-2本館8階

ご連絡電話番号:053-457-2496

(5)

支払証明書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	4	9	8	6	7	6

但し　パソコン3台、ディスプレイ3台、設定費3式、8階コピー料金として

内訳　請求額(新栄事務機㈱へ支払い)　498,126

振込手数料(5万円以上窓口扱い/当金庫他店)　550

合計 498,676 円

1430

イ. 振込金受取書（兼振込手数料受取書）

ロ. 預金払戻請求書/預金口座振替書による振込受付書

(イ. またはロ. のいずれかに○印をつけ一方を抹消)

お振込日(初回)　年 月 日　05 06 02

振込方法　当○ 普1 個

※口に依頼の振込は翌営業日に手続きさせていただきます

振込先	浜	松	信	用				○銀行 ○信組 ○農協 ○その他	本	部													支店
預金種目	○普通1 ○当座2 ○貯蓄4 ○その他							口座番号	2	1	1	3	2	2									
金額									千	百万													
										¥	4	9	8	,	1	2	6						
手数料																							
																				¥	5	5	0

お受取人
- カタカナ　シンエイジムキ(カ
- おなまえ　新栄事務機 株式会社　様へ

ご依頼人
- カタカナ　ハママツシシミンクラブ　サイトウハルアキ
- おでんわ　0 5 3 4 5 7 2 9 7 6
- おところ　浜松市中区元城町103-2
- おなまえ　浜松市議会 市民クラブ 斉藤晴明　様

浜松いわた信用金庫 あ850-1 02000 (2/2)

当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

○振込先には、預金種目、口座番号、受取人名を通知いたします。
○振込依頼書に記載相違があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
○通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○振込手数料には、消費税等が含まれています。

お願い
お振込のご用命は午後2時までにお申し付けください

収入印紙 [redacted]

浜松いわた信用金庫　本店営業部

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和5年6月7日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者名　斉藤晴明 [redacted]

(5)

パソコン 3台(※)　製造番号
備品 No.18 … R 3308500
No.19 … R 3209251
No.20 … R 3306702

納　品　書

No.

お客様コード(株)
[redacted]
430-0945
浜松市中区元城町１０３－２
浜松市議会　市民クラブ

令和　年　　月　18日

新栄事務機株式会社
代表取締役　上村　篤
本社 〒435-0048 浜松市東区上西町25-5番
TEL:053-463-9159　FAX:053-464-05

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (普)055072
浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当)211322

担当：[redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
[redacted]			台	¥23,000	345,000	
[redacted]			台	¥ 16,500	49,500	
[redacted]						
[redacted]			式	¥10,000	30,000	
				消費税	44,850	
摘要：				合計	493,350	

お客様コード(株)
[redacted]
439-0945
浜松市中区元城町１０３－２
浜松市議会　市民クラブ

納　品　書

No.

令和　5年　　月　22日

新栄事務機株式会社
代表取締役　上村　篤
本社 〒435-0048 浜松市東区上西町25-5番
TEL:053-463-9159　FAX:053-464-05

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (普)055072
浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当)211322

担当：[redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
[redacted]			1台	¥15,000	2,010	
[redacted]			3台	¥ 3,300	2,310	
				消費税	450	
摘要：				合計	4,770	

(5)

お客様コードNo. [redacted]

請　求　書

No. 1－1

〒 430-0946

浜松市中区元城町１０３－２

令和 5 年 5 月 31 日 締切分

[redacted]

新栄事務機株式会社 [redacted]
代表取締役 [redacted]
本　社 〒435-[redacted] 浜松市東区上西町25
TEL:053-463[redacted]-0589

登録番号:T3080401002147

浜松市議会　市民クラブ

様

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(普)055072

浜松磐田信用金庫 上新屋支店 (当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

消費税額 45284

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
127960	127960	0	0	498126	498126

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	金額
5/10	00196349	(入金)				6,080
5/15	00196402	(入金)				121,980
5/18	00272223	ESPRIMO D7012/LX 富士通 FMVD5404NP	3	台	123,000	369,000
		23.8ワイド液晶ディスプレイ PHILIPS 243V7QD	3	台	16,500	49,500
		設定費 (OS初期・LAN・プリンタ・スキャン)	3	式	10,000	30,000
5/22	00272357	キヤノン複写機IRADVC3530PIIIカラーコピー料金	134	枚	15.000	2,010
		〃 ブラックコピー料金	833	枚	2.800	2,332
		～以下余白～				